

平成 24 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 24 年 9 月 11 日 (火)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 24 年 9 月 18 日 (火) 9 時 30 分
散 会	平成 24 年 9 月 18 日 (火) 14 時 55 分
出席議員	議 長 宮 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉
出席議員	15 名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教 育 長 大 雄 信 英 総 務 課 長 広 田 博 文 企 画 課 長 伊 藤 宗 彦 財 政 課 長 岩 下 定 幸 税 務 課 長 森 部 純 一 納 税 推 進 室 長 大 庭 俊 一 住 民 課 長 小 林 秋 彦 健 康 課 長 吉 郷 豊 環 境 防 災 課 長 砥 綿 淳 二 建 設 課 長 美 根 勉 都 市 計 画 課 長 金 子 一 智 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 農 林 商 工 課 長 山 本 一 洋 出 納 室 長 川 波 厚 志 下 水 道 課 長 村 下 大 成 水 道 課 長 原 口 博 文 福 祉 課 長 倉 地 善 一 こ ど も 課 長 久 家 和 文 教 育 課 長 佐 藤 繁 人 生 涯 学 習 課 長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 松 尾 政 記 吉 塚 三千代

議 事 録

平成 2 4 年 第 3 回 定 例 会

[一般質問]

平成 2 4 年 9 月 1 8 日 (火)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、15人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (9 : 30)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を14日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 4番 田中政浩議員
田中議員	改めまして、おはようございます。 9月になり、台風シーズンになりました。昨日の台風16号も大きな被害なく、たいへん喜んでおります。 9月1日は防災の日として全国的に様々な訓練等がなされたようでございます。筑前町におきましても、9月9日救急の日に、筑前町消防団第4分団が、福岡県消防操法大会の小型ポンプの部に出場されました。選手はもちろんですが、消防団全員が一致団結をし、固い絆で結ばれたように思いました。入賞はできませんでしたが、消防団の皆様に荣誉をたたえたいと思っております。 また、防火の日は、1923年、大正12年に、この日に起きた関東大震災の教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風への心構えの意味を含めて、1960年、昭和35年に制定されたそうでございます。 私たちの筑前町に関する災害としては、台風、ゲリラ豪雨、地震、火災等が想定されると思っております。 それでは、通告書に沿って、筑前町の安心・安全なまちづくりについてと、そったく基金について、を質問いたします。 先日、研修委員長の久保町議からの報告もございましたが、7月4日から6日までの東日本大震災の被災地研修に参加をいたしました。 災害当時の被災状況や復興、復旧の現状を理解するとともに、「自助、共助、公助」の具体的な事例を収集し、地域住民、市町村の首長、職員の方からの直接話を聞き、内容を把握いたしました。 私たちは、テレビ等で見るだけでも災害の恐ろしさが違うという思いでございましたが、現地視察をした今、千年に一度の大震災のすごさや恐ろしさを考えさせられました。 今回の研修に参加をし、東日本大震災を踏まえ、筑前町の防災計画、防災教育など、様々な取り組みができるのではないかなと思っております。 そこで、質問をいたします。 筑前町の災害と東日本大震災との被害内容は違いはありますが、防災計画等の見直し等の検討をされる予定でございますか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員が申されましたように、筑前町における災害といたしましては、津波等は考えにくく、指摘されましたように、台風、ゲリラ豪雨等による風水害や地震、火災等が考えられます。 平成19年3月に策定されました筑前町の地域防災計画に沿って、現在、災害の予防、応急対策、復旧、復興の一つ一つの計画の再確認と、今まであいまいであった部分等について、より具体的な個別的計画について大きな見直しを行っているところでございます。 また、昨年の東日本大震災を受けまして、福岡県も同時に地域防災計画の見直しを

	行っております。筑前町としては、現在、その県の見直しの結果との整合性も取る必要がございますので、その整合性を確認しながら、10月上旬から12月中の筑前町防災会議において十分な審議の後に、来年の2月になりますけれども、県へ報告し、その後3月末までに見直しを終了する予定で進めておる状況でございます。 以上です。
議 長	田中議員
田中議員	検討をよろしくお願ひしたいと思っております。 次にですね、筑前町の子どもたちに対する防災教育並びに避難訓練の計画は、どのように計画されていますか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校における防災、避難訓練につきましては、昨年3月11日に発生しました東日本大震災を教訓にしまして、すべての学校において地震避難訓練を位置づけるなど、各学校の警備・防災計画や、学校安全計画の見直しを行うとともに、児童・生徒が危険予測や危険回避の能力を身に付けるための安全教育を実施しております。 避難訓練につきましては、すべての学校で避難訓練計画を位置づけておりまして、地震避難訓練や火災避難訓練、不審者対応訓練、水難事故防止指導、それぞれ年1回以上実施するようにしています。 少し具体的に申し述べたいと思いますが。 まず、火災避難訓練につきましては、4校の小学校すべてですね、年2回、1回は予告あり、予告をしまして避難訓練を実施するものと、もう1回は予告なしということで、昼休み等に抜き打ちで実施をするということを、すべての小学校で実施をいたしております。 また、中学校につきましては、朝倉消防署と連携をしながら避難訓練を実施をいたしております。 また、今年、東日本大震災を教訓として地震避難訓練を位置づけておりますが、これにつきましては、まずビデオによる事前指導を行った後に、一斉に避難訓練ということで、一応、学校によりましては、保護者引き渡しまでの想定した訓練を実施をいたしております。 中学校につきましても朝倉消防署と連携してですね、映像資料等による学習を行った後に、避難経路等の確認をしながら、避難訓練を実施しておるところでございます。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	詳細にありがとうございました。 それでは、教職員の対応また指導はどのような計画がございますでしょうか。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 教職員の避難訓練等への対応につきましては、災害が発生した場合、教職員には瞬時に適切な判断をすることが求められ、そのためには、各学校で整備されている教職員対応マニュアル等を踏まえた避難行動を取ることができるような研修、あるいは関係機関等と連携した危機感、緊張感を持った訓練等を実施する必要があると、そのように考えております。 各学校におきましては、教職員の危機意識と危機対応能力を高めるために、消防署の指導のもと、火災時の避難誘導についての訓練を行ったり、不審者への具体的な対応方法について、警察署やスクールガードリーダーから指導を受けたりする、本番を想定した訓練を計画的に実施をいたしております。

	今回の大震災を受け、筑前町におきましても、起こり得るあらゆる災害を想定し、各学校が実施する地域の実情に応じて、児童・生徒がいつ、どのような場所においても最善の避難行動が取れるよう、PTAや地域、関係機関と連携した避難訓練等が必要であると、そのように感じております。 そのために、各学校運営協議会において、地域と共同した防災訓練等の実施について協議を、お願いをいたしているところでございます。 また、災害が発生した場合、学校が避難所となることも考えられることから、学校と地域が連携し、避難所運営マニュアル等の作成を、検討をしていく必要がある、そのようにも考えております。 今後も実効性のある学校の防災マニュアル等の整備や具体的な対応が瞬時に取れるような訓練を通じて、児童・生徒が自らの安全について考え、判断し、避難行動がとれるような安全教育や避難訓練を工夫しながら、学校生活等の安全改良を図ってまいり所存でございます。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	教職員の適切な判断を行うことが大事だと思っております。日頃の訓練を密に行われるようお願いをして、次の質問に入ります。 次に、筑前町の行政区は51行政区ございますが、地域防災に関する指導を行っていくわけですか。どのような指導を行うか、また現在、防犯グッズの配備現状について、質問をいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 現在、51行政区ございますけれども、その中で、特に昨年におきまして、県の自主防災組織育成強化事業、こちらは避難誘導の資器材の無料交付ということで、26行政区が新たに加わって29行政区、組織率も7.6%から77%に飛躍的に上昇いたしました。が、実際、新設後の、その自主防災組織の維持可能な具体的な活動が課題であり重要であると考えております。 議員ご指摘のように、では今後、その設立された組織された自主防災組織が、どのような活動を行えばいいのかと、こういった具体的なところが非常に重要になってくるんじゃないかということで、例えばの話ですけれども、区の一斉清掃活動を活用した危険箇所の点検や避難路の確認、それから敬老会とか祭り等を活用した炊き出し訓練、そういった頂いたグッズ等を利用した訓練、それから、防災資器材等の稼働点検、こういったもの。 また、今月9月2日に実施されました中牟田町自主防災組織による実戦さながらの防火訓練の視察研修等の日程、情報等を、そういった他の行政区にお知らせする等、いかに自主的になおかつ持続可能な継続性を持たせるのかというところが、重要なポイントになるのではないかと、今後情報の提供や活動の支援を積極的に行っていきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	各行政区とも日ごろの訓練が大事でございます。高齢者見守りネットワーク等を活かし、地域全体での訓練が大切であると思っております。よろしくお願ひしたいと思います。 次の質問に移ります。 次に、そったく基金の活用について、質問いたします。 平成20年2月8日に、筑前町東小田の平野泰三氏、幸子様より、町に対しまして2億円の寄附を頂きました。 平野ご夫妻からは、「福祉、農業」に関する分野で活用してください、との要望だ

	と認識しております。この内容で間違いございませんでしょうか、確認いたします。
議 長	企画課長
企画課長	私からお答えをさせてもらいます。 そのとおり、福祉、農業分野に使ってもらいたいということでございます。
議 長	田中議員
田中議員	それでは、各課にいろいろな計画等がございましたが、現在までの実績状況及び成果と課題について、質問いたします。 まずは、実績状況をお願いしたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 この基金に関しましては、企画課が窓口となっておりますので、私のほうから、全体について申し述べさせていただきます。 なお、本年度までの実績ということでございますけれども、昨年度、23年度の実績について申し述べます。 昨年度の基金の活用は、全体で10事業、金額で12,060千円を支出をいたしております。 事業の内訳は、食の政策支援関係、これが1事業、高齢者福祉関係の事業、これが5事業、それから特産品開発関係の事業、これが3事業、健康づくり関係事業、これが1事業でございます。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	それでは、今後の見直しで、課題等を含めた具体的な計画はございますでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 まず、見直しの前に課題でございますけれども、この基金事業は昨年度から始めております。使い方がですね、ソフト事業中心でございまして、形としては残らないものとなっているところでございます。 そういうことで、住民の目に見えない使い方をしている面がございます。 そういうことからですね、これを見える、形ある使い方をすべきではないかと、そのように考えているところでございます。 こういった課題を踏まえまして、見直しということでございますけれども、この基金の活用につきましては、原則としまして、そったく基金活用検討委員会の答申に基づきまして、計画を策定して執行をしてきたところでございます。 そこで、今後の活用にあたりましてでございますけれども、今後の活用にあたりましては、この活用検討委員会に新たな諮問をする考えは持っておりません。 したがって、今後につきましては、関係する部署で考えてですね、立案をするということを考えているところでございます。 そこで、見直しということでございますけれども、先ほど課題で申し上げましたように、住民の目に見えない使い方をしている面がございますので、これを形あるもの、見えるものに使っていきたいと。そういうことについて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	各課に質問したいところでございますけれども、福祉課に対しまして、確認をしたいと思います。 タクシーのチケット等を発行なされておりますけれども、タクシーチケットの有効期限はあるんですか、ないんですか、よろしくお願いします。
議 長	福祉課長

福祉課長	お答えいたします。 現在、交付をしております福祉サービス券の有効期限でございますけれども、福祉サービス券の有効期間は3年でございます。 平成23年度交付であれば、2014年3月末が使用期限、平成24年度交付であれば2015年3月末が使用期限ということでございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	それでは、タクシーチケットのですね、23年度、現在もあると思いますけれども、配布人数に対して利用率はどれぐらいでございますか。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 平成23年度の交付者数は490人でございます。これの23年度末の使用率は、49.97%の使用率でございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	サービス券は3年間という使用があると思いますけれども、ちょっと長いのかなと思ってますけどですね。単年度かなというふうな思いでございました。 それでは、次になりますけれども、個人に対しての配布をするということで、タクシー券と公共交通機関を上手に乗り継いで利用される方からは、たいへん喜ばれているような気がいたします。 一律に75歳の高齢者のみ世帯になっていることについては、本当に困っている人に支給すべきではないか、また、基金終了時には、その後の配布はどうなるのか、心配される方もおられますので、見直しを検討していただくようお願いしたいというふうに思っております。その点いかがでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 福祉課のほうでそつたく基金事業を活用した事業につきましては、5つの事業を実施しております。その中の1つということで、福祉サービス券の交付がございましたけれども、年齢要件を付しております。この5つの事業を含めてトータルで、現在検討中でございますので、その時期に來ましてご報告をしたいと思っております。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	よろしく検討していただきたいと思っています。 次に、企画課に対しまして、福祉バスについて、確認をいたします。 福祉バスの使用台数、稼働状況並びに乗車率について、質問いたします。 まずは台数と稼働状況を教えてくださいませんか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 まず、福祉バスの台数でございますけれども、2台でございます。 それから、稼働状況ということでございますけれども、今、三輪地区ではめくばり号、夜須地区におきましてはコスモス号ということで運行いたしております、各々4コースございます。そうしまして、毎日ですね、月曜日は運休いたしますけれども、3便を運行しているという状況でございます。 そこで、今の利用状況でございますけれども、1日平均78名程度でございまして、試行前は48名でございましたので、約1.6倍の利用状況となっているところでございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	78名、たいへん少ないですね。

	そしたらですね、次に、福祉バスの29人乗りのマイクロバスでございます。マイクロバスでは小回りが利かず、また乗車率も悪いと思います。 そこで、私の提案といたしまして、そったく基金を活用し、タクシーチケットの個人に対して配布に代わり、10人乗りぐらいの車椅子の方でも乗車できる福祉バスを2、3台購入し、きめ細やかな運行をすることで、福祉バスの充実、また75歳以上の高齢者に限らず、町民が利用しやすくなると考えます。 並びにスーパー等にもバス停または停留場所を確保をお願いし、稼働率、乗車率を高める努力が必要かと思えます。 さらに各地域のバス停を分かりやすくすることも必要かと思えます。回答を求めます。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 福祉バスの更新の件でございますけれども、これに要します車両購入ですね、これは、寄贈者の意向に沿ったものであると考えております。 したがいまして、先ほど申し上げましたとおり、目下福祉バスを2台で運行いたしておりますけれども、より利用者の利便性向上などですね、総合的な観点からこの基金を活用して、更新する方向で検討してまいりたいと考えております。 なお、今ご指摘がございましたように、スーパーマーケットとかですね、いわゆる生活交通としての役割をもう少しですね、機能向上をすべきじゃないかというようなご指摘を受けております。 現在、食料品店につきましては7カ所、それから医療機関につきましては6カ所、金融機関につきましては3カ所ですね、そういった最寄りの駅を設けているところでございます。そういうことで、何とか生活交通に役立っているんじゃないかと思っております。 それから、バス停の表示、これについてはもう少し頑丈な見やすいものにすべきじゃないか、というようなご指摘でございますけれども、今、確かに強化プラスチックみたいですね、ちょっと小さめでございます。 確かにですね、分かりにくい点はあるかと思えますけれども、なかなかバス停が120カ所程度ございまして、きちんとした一般の路線バスのような、ああいったものを立てるにはなかなか置く場所がない、設置場所がないというようなこともございますから、そういった点も考えながら、今後において、これはもう近い将来になりますけれども、今後福祉バスをどういった運行形態にするのか、そういった中で、こういったバス停の表示についても、もう少し見やすくしなくちゃいけない、もう少し大きく掲示すべきであるというようなことになりますならば、そういった時点でまたですね、そういった改善をしてまいりたいと考えております。 そういったことで、今現在のところ、現行どおりで辛抱していただきたいのと、そのように考えているところでございます。以上です。
議 長	田中議員
田中議員	運行体系も少し変えていただいでですね、全然乗らない方のところを空で回るよりも、利用される方が多いところを回っていただく、そういうふうな状況をしていただきたいなと思っています。 それでは最後になりますけれども、町長にお尋ねいたします。 そったく基金の活用について一定いただきましたけれども、町長のお考えはどうかと思っておりますけど、お願いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。

	まず、そつたく基金の平野様ご夫妻におかれましては、私が一番気がかりになりましたのは、今回の不祥事でございました。不祥事の問題のお詫びと、そして頂いたお礼の報告ということで、私も出向きまして、会長にお会いしまして、お詫びとお礼と報告を申し上げたところでございます。 申されますように、やはり有効に使わなければいけないと思っております。 今も有効に使っているところではございますけれども、さらなるそつたく基金という名称のごとくですね、斬新に、あるいは時代の先取りも含めて、使うべきではなからうかと考えております。 福祉という視点、この間の会長さんとのお話の中で、福祉というのは非常に幅広くも考えていただいております。 そういったことからして、今後新たなことをですね、また、このそつたく基金を活用しながら、まちづくりに福祉づくりに、あるいは食のまちづくりに推進していきたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	田中議員
田中議員	より良い活用方法をお願いしたいと思っております。 以上で、本日の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これにて4番 田中政浩議員の一般質問を終了します。 引き続き一般質問を行います。 3番 栗野光雄議員
栗野議員	皆様おはようございます。 心配しておりました大型で非常に勢力の強い台風16号は、さしたる被害もなく通過いたしましたことに対して、ほっとしているところでございます。 早速通告書に従い、3点の質問をいたします。 まず、中学校教育について、お尋ねをいたします。 最近、新聞やテレビ等で小学校、中学校、高校のいじめ等が頻繁に報道されておるところでございます。 最近のいじめは陰湿で根が深く、表面上は家庭においても学校においても、周りの人がなかなか分からないと聞いております。わが町の夜須中学校、三輪中学校において、いじめの実態は把握されているのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご承知のとおり、いじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものを指しております。 個々の行為が、いじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行っております。 学校といたしましては、いじめはどの学校でもどの子にも起こり得るという危機意識を持って、日常的な児童・生徒の観察、アンケート調査や教育相談、いじめの早期発見のチェックポイントの活用等によりまして、いじめのサインを見逃さないよう努めているところでございます。 本町の中学校におけるいじめの認知件数についてでございますが、平成23年度につきましては1件、平成24年度は7月20日時点で、1学期の時点で2件の報告がっております。 いじめの中身としましては、いずれも冷やかしかからかい、いやなことを言われたり、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりしたものでございます。

	学校の対応といたしましては、学級担任や養護教諭がいじめられた生徒を含む関係生徒から状況を聞きまして、事実関係を把握した上で、いじめた生徒への指導と保護者への報告を行った後に、いじめられた生徒や保護者に対する謝罪を行い、一応の解消をしておりますが、現在、いじめ問題を解決できる学級、学年集団を育成するための長期的な指導を継続して行っているところでございます。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	ただ今の回答によりまして、昨年は2件あったと報告をいただきましたが、どんなふうに調査をされ、先ほど申されましたように、アンケート、教育相談等、申されましたですが、また、2件の事例では、どんなふう処理と言いますか、解決をされたものか、お聞きいたしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先ほど報告ではですね、23年度は1件ということで申しまして、24年度が現在まで2件ということで報告をさせていただいております。 いじめの関知と言いますか、どういう形で学校側が認知したかということでございますけれども。 1件につきましては、保護者からの訴えがあったということ、もう1件につきましては、アンケートの中でですね、そういういじめがあったということでございます。 解消法につきましては、先ほど少し申し述べましたが、本人、いじめた生徒への指導を行って、保護者と一緒にいじめられた生徒へ謝罪をするということですね、一応の解決を図っておるところでございます。 また、長期的にですね、一応そこで謝罪をしたということで終わることなく、いじめられた生徒に対する事後経過というか、事後のフォローを継続して行い、議員が言われましたような、陰湿ないじめ等によってですね、そのことが、また次の大きないじめにならないように、事後の指導というか、そういったところを学校挙げて観察しているところでございます。以上です。
議 長	栗野議員
栗野議員	ただ今の答弁によりまして、いじめたこどもの両親とか、謝罪をされておるとお聞きいたしました。 アフターケア、特に生徒の指導が今後は非常に大事になってくると思いますので、その点は併せてよろしくお願いいたします。 次に、中学校2校ありますが、中学校における実態調査、アンケート調査、聞き取り調査等は、年に何回ぐらいされておるか、お聞きをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 基本的に、各学期に必ず1回はアンケート調査を実施すると。その後、児童・生徒への面談を行うということでございますが、特に今年につきましては、1学期末にですね、国のほうからの通知もありまして、緊急的にいじめに特化したアンケート調査を、今年の場合は実施をいたしております。 ですから、基本的には学期に1回、アンケート調査を実施した後、児童・生徒への面談を実施するというところでございますが、実際にそういういじめ等が発生した場合にはですね、さらにその学年だけのアンケート調査とか、そういったのをまた、再度実施をしたりしております。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	よろしくお願いをいたします。 次に、全国の昨年の集計では、小学校、中学校、高校で、7万件あまりのいじめの

	報告がなされております。いじめが原因で、4人が自殺をされております。 全国におきまして、小・中・高校生で、自殺の数が200人を超えておりますが、自殺者の半数が原因が分からないと言われております。 特に学校が、先生方、指導若しくは何もしていないという由々しき報告があります。そこでお尋ねをいたします。 わが町中学校では、学校が先生たちと生徒と親密に、また緊密にふれあい、話し合い、コミュニケーションを取っておるかお聞きいたします。さっきの質問と重複するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員がご指摘いただきましたように、やはり児童・生徒と教師との、やっぱり信頼関係が、そういったいじめの早期発見に繋がりますし、また、いじめの解消にもなるというふうに捉えておるところでございます。 そういうことで、議員が言われました、その児童・生徒と教師とのコミュニケーション、そういった場を十分持てるようにですね、各学校現場、校長以下努力をしているところでございます。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	よろしくお願いいたします。 過去にわが町には、中学生の自殺という非常に悲しい出来事が起きたわけでございます。二度と悲劇を繰り返さないために、万全の対策を取っていかねばならないと思います。 20数年前、三輪中学校が荒れて、県下のワースト3と言われた時期がありました。それにつれて学力の低下が、著しく低下をしたわけでございます。私は、児童・生徒の健全育成、学力向上は、学校と家庭と地域社会の三者が丸となって取り組んでこそ、大きな成果が上がるものと思っております。 生徒たちが明るく豊かで、希望に満ちた中学校生活が送れますように、学校、先生方、委員会の方はよろしくお願いいたしますを申し上げまして、次の質問に入っていきます。 次は、消防団について、質問をいたします。 まず初めに、7月22日に東峰村におきまして、郡のポンプ操法大会があったわけでございます。わが町から3チーム出場いたしまして、優勝順位を勝ち得られました。特に4分団におかれましては、支部の代表として日夜猛練習を重ねられ、先ほど田中議員からの報告がありましたように、9月7日に県の消防学校で行われた県大会において、入賞はなかったものの上位の成績であったことを、まずもって報告申し上げます。 次に、災害時の対処法について、お尋ねいたします。 町内には避難所、避難場所は19カ所指定をされております。今までにどれくらいの方が避難所を利用されたか、お知らせをお願いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 避難所の利用につきましては、ここ3、4年の実績としてはございません。 一応、昨日から、2日前からの台風16号の中で自主避難所を開設させていただいております。その中で実績といたしまして、コスモスのほうですね、こちらのほうが18名、それからめくばり館、こちらのほうが20名、計38名の避難者がいらっしゃったということで、その中でほとんどの方が高齢の方が多かったと。 なおかつ、今回帰り際に、「日没前に開設させていただいて本当にありがとうございました」というお言葉をかけていただいて、本当にありがたかったところでござい

	ます。 したがしまして、ここ数年についてはデータがないということでございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	ただ今の回答によりまして、ここ3、4年は活用がなかったということは、非常に喜ばしいことであったと思うわけでございます。 最近の災害は、隣の朝倉市、うきは市、八女市の例を見るまでもなく、短時間の集中豪雨、ゲリラ豪雨等で、土砂崩れ、山の崩壊、河川の氾濫等大きな被害が発生をいたしております。 わが町も北側に山間地を抱えております。避難についてはご年配の方や身体的弱者の方は、遠くて指定の場所まで行かれることはなかなか難しゅうございます。 自主防災組織が設立されているところもありますが、各行政区の公民館を利用し、区長さんと協議をされまして設置をされるように要望お願いいたします。 避難に際しましては、地域の住民の皆さん方の積極的な協力が必要であります、何と申しまして消防団員の力が最も必要であると思うわけでございます。 各分団の消防団員の定員の確保はなされているか、お聞きいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 現在、消防団員につきましては、平成24年4月1日現在で、団員数が311名、その内機能別団員が27名となっております。 常態化している団員不足の解消につきましては、機能別団員制度の導入によって、一定の整理は見たところでございますけれども、抜本的な解決には至っておりません。中長期的に今後の対応を考えていく必要があると考えております。 現状といたしまして、本年4月の幹部会におきまして、団員確保の件を重点課題として話し合いを行っておるところであります。 今まで1回の勧誘を早期から年2回行う、また、チラシ等の作成を行ったり、地域活動への積極的な参加、地域とのコミュニケーションの充実を図って、消防団のイメージを変える等、協議を行っているところでございます。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	私がお聞きしましたことによりまして、分団によっては相当数の団員が欠員で、行事とか災害がままならないと聞いております。 そこで、私が申し上げますのは、団員の勧誘は非常に難しい時期に来ておるわけでございます。 先ほど課長が申されましたように、団員の勧誘は消防団だけではなく、地域の協力も不可欠だと思っております。区長さんをはじめ区の役員の方、また区の総会等で勧誘を進められるようお願いを申すところでございます。 次に、災害時の出動人員について、お聞きをいたします。 災害は突然やってきます。火災、台風、土砂崩れ、水害等のときにはどれくらいの団員さんが出動されて活躍されておりますか、お聞きをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 平成23年度、昨年度でございますけれども、消防団の災害時等出動人員数について、災害だけに絞って一応出動状況は、ちょっと分類しておりませんが、昨年の内訳のほうをまず報告させていただきます。 まず、火災のほうは13件で延べ841名、年末の夜警3回を含む行事等が6回で720名、訓練等20回で865名、式典2回で323名、巡回1回で15名、行方不明者等の捜索ということで、3回で346人、その他3回の65人ということで、

	延べ人数で言いますと、3, 175名ということで、昨年はゲリラ豪雨とか台風とかが非常に少なかったということで、以上のような内容となっております。 それから、議員ご指摘のように、災害につきましては、津波とか、こちらの筑前町のほうはございませんけれども、台風、地震、大雨など災害の内容の大小、また数多くの様々なパターンがございます。また、地域や個人、町など、それぞれ一刻一刻の状況判断が重要になってくるということで、その中で消防団の役割といたしまして、予防、警戒や情報の収集、火災、水防活動、人命救助等、重要な任務をお願いしているという状況でございます。以上です。
議 長	栗野議員
栗野議員	近年は災害の多様化で消防団員の方もなかなか大変であると思います。団員の方には日頃より、家業、仕事を持ちながら、地域の防火、防災に多大なるご尽力をいただいておりますことに対しまして感謝するところでございます。 ちなみに団員の報酬、災害時の出動手当は万全であるか、お聞きをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 今現在の予算では、火災時等の出動、それから教育や訓練を受けた場合に、1回2千円の費用弁償が支給されるということで、本年度、24年度の予算は646万円と、このようになっております。以上です。
議 長	栗野議員
栗野議員	予算的にいろいろ大変でありましょうが、よろしく願いを申し上げます。 団員の皆さんが後顧の憂いなく、団活動にまい進されるような環境づくりにご配慮いただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。 職員の不祥事について、質問をいたします。 今回の事件の状況、経緯について、ご説明をお願いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。 要点のみを簡潔に申し上げたいと思います。 今回の不祥事の実態といたしましては、平成22年度から報告を求めていました各種協議会等の預かり通帳の報告で、緑の募金の報告がなかったことから、実績報告書等の提出を求め、その中で使途不明があり調査を行ったところでございます。 スケジュール管理から、この緑づくり推進協議会でございますけれども、平成17年度、18年度は協議会が開催されております。しかし、文書の保存期限が過ぎておりますので、一切文書は残っておりません。 協議会開催をされておりますので、その中で決算並びに事業計画の協議はなされたものというふうに判断をしておるところでございます。 調査でございますけれども、文書保存期限でございます平成19年度から調査を行ったところでございます。調査員を4名、指名をして調査にあたりました。 事務局に残されております実績報告書、及びその裏付けとなる証拠書類がほとんどないために、朝倉農林事務所の林業振興課に相談し、町から提出をしております実績報告書のコピーを頂き、預金通帳、コピーした実績報告書と照合し調査を行ったところでございます。 調査はそれぞれの年度の区長さんや関係者から事情を聴取するとともに、現金受け渡しの有無、通帳等の確認をさせていただいたところでございます。 その結果、収入では、現金で募金を持参された区の、23年度、24年度分が116,600円、緑づくり推進協議会口座に入金されております。 支出では、平成19年度から平成23年度までに6,216,400円が、実績報

	告書及び預金通帳摘要欄に記載の行政区や団体等に入金をされておりませんでした。 このことから、合計6, 333千円を私的流用額としたところでございます。 今回の不祥事でございますけれども、まず第一には、本来公務員はですね、倫理、コンプライアンス、これにつきましては他の模範となるべきところでございますけれども、このことが欠如し、こうした不祥事を起こしたことでございます。 2つ目でございますけれども、前農林商工課長は、合併時の平成17年度から23年度まで、この緑募金関係業務を1人で担当し、担当者のみが出金、入金事務を行っていたところでございます。 そして3点目には、職場が担当者に任せっきりでございまして、チェック体制ができていなかったことが、この大きな要因であるというふうに感じておるところでございます。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	詳細にありがとうございました。 数年前にも似たような事件が起きております。また、今回問題を起こしました課長は、いろいろとうわさがあつた本人でございます。 上層部の方が、あえてこういう職員を課長に任命されたのはなぜかという疑問が1つと、任命責任、監督の配慮が十分ではなかったと思いますが、いかがでございましょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まず第1点の任命責任について、でございます。 課長職への任命につきましては、私が決定したものでございます。 私は登用する人事評価といたしまして、過去よりも現在、現在よりも将来の向上心だと、そういった判断基準の下で今回選任をしたところでもございます。 しかしながら、こういった不祥事が起こりましたことは十分反省をいたしまして、今後は総合的な視点で人事を行っていききたいと、そのようにまずは考えます。 それと、当然この問題につきましては、職務命令の不徹底も大きな要因でございます。そのことにつきまして、管理不行き届きにつきましても、厳正に処分しなければならぬと、反省をしなければならぬと、そのように考えまして、当時、不祥事が起きました6年間に3人の上司がございましたので、その3人の職員につきましては減給処分等を課したところでございます。 また、私と副町長につきましても、本議会におきまして、ぜひ減給の条例改正提案をお願いしたいと、そのように考えているところでございます。 そのような処分のけじめをつけまして、改善策に取り組んでいきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	よく分かりました。 緑の基金の監査がなされていないということでございましたが、どうして行われなかったかと、毎年行われていれば早期に発見ができ、被害額も少なかったと思いますが、繰り返しになりますが、なぜ定期的に監査が行われなかったかをお聞かせいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほども申し上げましたように、17年度、18年度はですね、協議会が開催されております。それ以降につきましては、関係者等の事象聴取を行いましたけれども、協議会は開催をされていない。すなわち協議会の中で監査委員も選出し、監査にあた

	っていただくわけでございますけれども、そのことがなされておらないということです。 なぜ、どうしてというところがですね、もう私どもも不思議でたまらないというのが実態でございます、まさにチェック体制が全く機能していなかったということに尽きると思います。たいへん申し訳ございません。
議 長	栗野議員
栗野議員	続きまして、通帳と印鑑の管理について、お尋ねをいたします。 通帳と印鑑を一緒に所持しておれば、不正が発生しやすいと思います。私の家庭におきましても、私と家内が別々に持っている、勝手に使用ができるということはございません。 これと同じで、通帳と印鑑を別々に保管をされるという方法を取られたらいかがかと思いますが、現在はされておられるかもしれませんが、いかがでございましょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 平成21年2月にですね、交通安全協会の関係で職員不祥事が発生をいたしました。その年の3月から通帳と印鑑は別々に保管をするようにという指導をしております。他にもあったんですけれども。 これ以降について、聞き取りますと、緑づくり推進協議会の通帳は担当者、印鑑は課長の机の中に保管をしておったということの事実確認はできておりますけれども、どうして印鑑を使ったかについては不明でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	最後になります。 先だって、今回の不祥事の事後処理として、責任者の数人が、先ほど町長が申されましたように、減給等の処分を発表されましたが、これで済ませるべきではなく、今後町職員の教育に徹底して取り組まれ、二度とこのような問題が起きないことを念願するわけでございます。 今回の緑の基金は、区長さんを通して集められたものでございます。区長さんを通じて、明確な説明がなければ、来年からの協力は得られないと思います。 以上、よろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。
議 長	これにて3番 栗野光雄議員の一般質問を終了いたします。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 10時45分より再開いたします。 (10:33)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (10:45)
議 長	12番 内堀靖子議員
内堀議員	通告に基づきまして、2件の質問をさせていただきます。 1件目は、私としては公金横領事件というふうなタイトルを付けておりますけれども、ちょっとショッキングな件名ということで、この辺についても最初から執行部の考え方をお聞きしたいと思います。 2件目は、子ども政策について、でございます。 では、まず1件目から質問をいたします。 信頼を得るには長い時間とたゆまぬ努力がいるのに対し、信頼をなくすのは一瞬のことです。今回起きた事件は、一個人、職員が起こした事件ではありますが、

	この筑前町役場という組織の中で起こった問題でございます。 行政としてきちんと対応することが、町民に対しての信頼を回復する第一歩となるのではないかというふうに思っております。しっかりした答弁をいただきたいというふうに思っております。 日頃から真面目に前向きに仕事をしている職員の方にとっては、不快極まりない質問ではあるかと思います。しかしながら、職員みんなで立て直していく、それも大事なことだというふうに考えております。 まず、件名ですけれども、私は公金横領事件ということで、今回の質問をさせていただくわけですけれども、執行部としては、この件についてどういうふうに捉えてあるのか、まずお聞きいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 栗野議員の質問とも重複する点があるかと思いますが、改めてご報告、答弁申し上げます。 今回の不祥事が役場職員、さらに公務員に対する信用、信頼を失墜させ、住民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしておりますことを、町長として、また職員を代表して、心からお詫び申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございません。 事案は、緑の募金の延べ6年間にわたる私的流用について、でございます。 緑の募金は、主に各行政区から住民の皆様方の浄財を募っていただいたものを主とする募金であります。緑の募金は、役場会計とは別組織の任意協議会のものではありませんが、事務局は役場農林商工課にあります。 この募金は、住民の皆様も区長の皆様も、役場との信頼関係により、募金活動がなされたものでございます。今回の不祥事は、住民の皆さん方と行政との信頼関係を裏切る行為でございます。住民の皆様にも心からお詫びを申し上げ、全職員が業務を通じての信頼回復と、二度と起こさないための改善策を、全職員に徹底したいと考えています。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	この団体自体が任意協議会ということで、一般的に言われる一般会計とか特別会計というふうなところに入らないということで、私たち議会の目もチェックがきちんと入っていなかったということも事実ですけれども。 ということは、これに対しては公金横領事件というふうには捉えていないということで、質問を続けることになるのでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	まず、公金等の定義でございます。 公金等については、非常に複数の会計、複数の人のお金を預かることにあって、公金というような捉え方をすることも広義にはできるかと思います。 しかしながら、役場会計におきましては、自治法に定めます会計、それがまず純然たる公会計だという認識でございます。 それに付随いたしまして、このように議会の議決等々を決済し得ないような団体の事務も、一部任意で預かっている部分がございます。そういったところを私どもは、準公金といった、そういった表現で捉えさせていただいているところもでございます。 まだ、これは法律的にですね、正しい表現ではないかとも思いますけれども、町会計、自治法に定める会計ではないということは明確でございますので、私といたしましては、準公金の取り扱いをさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	内堀議員

内堀議員	執行部の、この事件に捉える考え方の基本をお聞きいたしましたので、それを念頭に置いて、また質問を続けたいというふうに思います。 続きまして、今回の事件の実態の報告をということですが、先ほどの栗野議員の質問で、この件につきましては、きちんと報告がなされたと思いますので、省かせていただきます。 しかしながら、17年、18年度は協議会が行われたものの、19年度からは協議会が行われず、その時点で、この緑の募金の通帳自体の存在がチェックされていなかったということは、たいへん疑問の残るところでございます。 今回と同様の資金管理の状況についてでございますけれども、その数、管理の仕方、チェックのあり方について、質問をいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほどの栗野議員の回答と一部重複をいたしますけれども。 各種協議会等の預かり通帳等の管理状況でございますが、平成21年2月に交通安全協会の資金管理において、職員の私的流用事件が発生をいたしました。 同年3月の定例庁議で5点ほど確認をいたしております。 まずは、非常勤職員を含めて、町職員が本来取り扱う必要があるかどうかの点検、確認を行うということ。 2つ目には、通帳の取り扱いについては、事務引き継ぎ書に明記するということ。 3つ目は、通帳管理は管理職の責任とし、管理職が保管をする。通帳と印鑑は別々の人が保管をするということ。 4点目に、収支伝票を所属長が決済すること。 5点目が、原則決算書を作成すること。 以上5点を協議し、協議確認をいたしまして、各課長から職員へ周知徹底を行ったところでございます。 平成24年7月段階での調査では、公的な協議会あるいは団体等の通帳管理の数は53件あるようでございます。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	53件ということでございますけれども、これをすべて役場担当課が管理して、持っておく必要があるかということについて、どういうふうにお考えでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	今回もですね、さらに今回の不祥事を受けまして、もう一度職員面談によります洗い出し調査も行っておりますが。まだ集計はしておりませんけれども。 その中で、本当に持たなければいけないのかということについては、再度十分協議をして、もうその団体にお返ししたほうがいいものについてはお返しをする。 例えば議会事務局でございますと、4通の通帳がございます。 互助会がございます。旅行積立金がございます。あとは町村議会の議長会というのがございます。それから、議会事務局が監査委員会協議会、これは郡の協議会でございますが。 今、申し上げました残りの2つについては、事務局が持ち回りで回ってくるものでございますので、当然、持っておかなければいけないと思いますけれども。 例えば、互助会については、互助会の会長さんに通帳を預けておくとか、そういう方法が取れないとか、そういうところまで踏み込んでですね、もちろん議会の互助会については、内容を十分知っております。全員協議会、定例協議会のときに通帳の写しまで出されて、きちんとされているということでございますので、間違いないと思っておりますけれども、持つこと自体をどうしたらいいのかというところまで、今

	後は踏み込んで考えていきたいと、そのように考えておるところでございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	管理の仕方、チェックのあり方に今まで問題がなかったかどうかということをお聞きしたいと思います。 そして21年度の私的流用のおりにですね、当然、ここで1回すべてのものについて、調査を行っているはずだというふうなことでございますけれども、今回に関しては、本当に漏れがないようなチェックができているのか、その点をお聞きいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今、洗い出しの報告がですね、総務課に上がって来ております。まだチェックを全部やっておりませんので、今からの作業ということで、お考えいただきたいと思っております。
議 長	内堀議員
内堀議員	事件発生後ですね、もう約一月半、警察が入って1カ月近くなるんですかね。 その通帳自体があるかないかぐらいのこととか、管理体制がどういうふうになっていないかを調べるには、ちょっと時間がかかり過ぎるというふうなことはないでしょうか。 例えば、私どもが自分たちで通帳の管理をする場合、自分たちがどれだけの通帳を持って、どれぐらいのいろんな科目ごとに分けた場合ですね、それぐらいの管理はすぐできるのではないかと。 トータルで、この役場庁舎内で53件という中で、実際にやればですね、漏れてるか漏れてないかぐらいはきちっと分かると思うんですよ。 それが今の現在で確定できないというのは、ちょっと時間がかかり過ぎているチェックではないかと思っておりますけれども。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 調査は早く依頼をして、続々と上がって来ているわけですがけれども、全体照合を、当然、先ほど言いましたように、これが本当に必要なのか、必要じゃないのかも含めてですね、管理マニュアル等々も協議をする中で、一斉に協議をしまいたいというふうにご考えておるところでございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	ということは、現在あるものについては漏れがなく、きちんと把握ができてということ。今後のあり方について、今、模索しているというふうに理解をよろしいのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	はい、今回改めてやった調査については、行政組織の規則あるいは個人の事務分証票、そういうものから見て、管理職がそれぞれ個人面談をしながら洗い出しをしておりますので、今回は漏れがないというふうに判断をしておるところでございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	ここ10年間ぐらいの間ですね、こういった事件が、今回が初めてではないというふうなことを考えれば、はた目から見れば、組織や管理体制にも問題があったと考えられることだというふうに思います。 この辺の現状をきっちりと把握した上でですね、今後に生かしていただきたいというふうに思います。 3番目でございます。執行部としての責任をどう考えるかでございます。

	当時の担当直属の上司3名と副町長、町長含めた中で、今回責任を対応したいということで、処分については、先ほど伺いました。 その次は、損害についてであります。先ほど金額的に600万を超える損害が実際に出ているわけです。これについて、どういうふうな対応を行われるのか、お聞きいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 本人が今、消息不明ではございますけれども、賠償責任は、まずは本人にございます。本人に対して請求を行ってまいります。 と同時に、財産等についても手続きを進めてまいりたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	どういった手続きを行われるのでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 このまま消息不明が続けばですね、財産、預金等々の差し押さえ等の手続き、それはもう準備を進めておりますけれども、さらに財産等についても、そういった弁護士と相談しながら、処分を進めていきたいと、そのように考えております。
議 長	内堀議員
内堀議員	実際に損害を被った分についてですね、資産に対して差し押さえ等をするということですが。 先日の新聞報道では、刑事告発ですかね、行政がなされるということで、そういった対応も9月中には行いたいというふうに、新聞発表でありましたけれども、その辺はどのように考えてありますでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 この事件の重要性等々から考えまして、やはり告発、告訴は緑の協議会が任意協議会でございますので、町として告発を進めて行ったほうが良いというような判断に立っております。 そのことが消息不明のですね、より前進するような捜索が進められるのではなかろうかと、そういった思いも持って、刑事告発を念頭に作業を進めております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	刑事告発をすると、その次の段階ではどのようなことになるのでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	これはですね、警察のほうでそういった作業を進めるわけでございまして、私どもが使途不明金として私的流用という形を取っておりますけれども。また、警察は刑事告訴の受けた立場としてですね、その事実関係の確認に入られると思います。 そしてなおかつ、警察としての様々な活動が展開されると、そのように期待しております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	行政としてですね、やれる分はきちんとやっていただいているというふうに思っております。 副町長並びに町長がですね、早期に自分たちの身の処し方についても、そういうふうに、今回の議会で提案されたということには、評価をいたしたいというふうに思っております。

	こういうふうな事件が起こったわけですがけれども、先ほども申し上げましたけれども、本当に10年間くらいの短期間という中で、今回目が初めてではなかったということですがけれども、そういったことに対しての、やっぱり行政としての機能がきちんと働いていなかったのではないかというふうなことも考えられます。 二度とあってはならない事件への対応を、どのように考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 議員が申されましたように、皆様方と一緒に一生懸命まちづくりを推進してまいりました。その信頼関係もですね、この一件について大きく傷ついたことは事実でございます。私自身非常に残念でございますとともに、本当に住民の皆様方に申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。 ただ、こういった感情にふけっているだけではいけませんので、きちっと改善すべき点をですね、私、町長とかいうだけの問題ではなくて、もちろん私が先頭になりますけれども、全職員が、どうして、こういった事態に陥らないような意識と、なおかつ環境づくりを進めていくかということを、自分の問題として考えていくように進めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	その気持ちがたいへん大事だというふうに思いますけれども。 先ほど総務課長が、今後にあたってマニュアル、規定等を作成したいということでもありますけれども、具体的な内容、そしていつぐらいまでにそれを作りたいというふうに考えてあるのか、お聞きしたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今ですね、マニュアルの素案はできております。それから、今回は職員に改善策の提案も求めていますので、そういうものを整理しながら、先ほどの通帳の問題も一緒でございますけれども、議会終了後は直ちに着手をしてみたいと、そして早期に成案化を図りたい。その後に職員研修等に臨んでいきたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	早期に対応していただきまして、町民への信頼の回復にあたっていただきたいというふうに思います。 続きまして、5番目でございます。 職員の配置、異動に問題はないかということでございます。 本当に長期間ですね、同じポジションにおかれましても、本当に熱心に、真剣に取り組んでいただいている職員の方ばかりだと思いますけれども、実際にこういうふうな事件が起こったことも事実でございます。 先ほど任命責任という話も出ておりましたけれども、町長として職員の配置、異動等に問題はないと考えておられますでしょうか。 今後また、もし何か問題があると考えればですね、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 人事異動は、組織人にとって極めて重要な出来事でございます。 と同時に専門性、適格性等々からしまして、その課にふさわしい人材がいることも事実でございますけれども、しかしながら、こういった不祥事が起こり得たというこ

	とも事実でございます。やはり適当な期限をもって異動すべきだという思いを強くしております。 様々に今まで条件がございましたけれども、まず、いかに適材であっても、一定年限を在職すれば、別の課に行っても、また帰って来ると、そういった仕組みでも考えながら、今後人事異動というのを考えてみたいと思っております。考えていかなければならないと思っているところでございます。 ただ、私も、先ほども申し上げましたけれども、私の人事評価の基準は、やはり過去がどうであるよりも、やっぱり今一生懸命頑張って、さらに向上心を持っている、そういった職員をぜひとも活躍の場に置きたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	今、各自治体に求められる職員は、専門性またその事業についての必要性とかに熟知した、本当にスペシャリストの職員が、今後必要となっていくのではないかというふうに思っております。 それにはですね、短期間で本当に仕事がきっちと覚えられて、対応ができるようになるかという問題もありますけれども、強く固定化というか、その時期をですね、例えば3年間とか5年間で区切る、ある程度の目安としてはそういうことも必要でしょうけれども、その辺の専門性とか、そういう職員に必要と、今後されるものも加味しながら、町長としてしっかりと、うまく職員のローテーションを考えながら、今後の人材配置に気を配っていただきたいなというふうに思っております。 次でございます。 この事件を起こした本人がですね、たまたま女性ということで、女性登用について、人事の件でございますけれども、今後女性についていろんな障害が起きるのかなというふうなことを、ちょっと懸念をいたしましたところでございます。 今回は女性職員がこういった事件を起こしたために、やっぱり女性なのかというふうな偏見を持たれるようなこともあるというふうに思います。 もし、これが男性の職員であれば、男性の職員がというふうには言われないのではないかというふうに思います。 本町では男女共同参画を指針に、まちづくりをしっかりと進めてきたというふうに思っております。地域の場合でも、当然この役場の職員の中でも、女性が本当に意欲を持って、しっかりと頑張っている方たちがほとんどだというふうに考えております。 今後、女性登用についてですね、こういった部分で周りからいろんなことを言われたりとかで、女性職員が特に意欲を無くすことがないように、町長にもぜひ、今後とも男女共同参画として、きちんとそれに見合った人材であればですね、いろんなところで、男性も女性も共に使っていただくように、ぜひお願いしたいというふうに思っておりますけれども、その件についての回答をいただきたいというふうに思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 確かに女性がですね、管理職の中で1名でございました。今年の4月からということで、そういった男女共同参画推進の意味では大いに期待しておったところでもございます。 しかしながら、今回は本人の資質の問題でございます。と同時に、私が登用しましたのも、本人のですね、私は仕事ぶりは認めておりました。本当に労をいとわず、時間をいとわず、日曜日、夜間でも仕事をおったことは、私もよく承知しております。 そういった意味で、女性ということではなくて課長として登用したわけでございま

	すし、今後もですね、やはり人材本位で行きたいと思っております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	一応、これで公金横領についての、私の質問は終わりたいと思いますけれども、町民の皆さんのためにですね、意欲を持って働く職員の方々の育成、そして環境づくりになお一層町長には頑張っていただきたいというふうに思っています。 こういうことがですね、再び議場で取り沙汰されることなく、今後の行政推進を図っていただきたいというふうにお願いを申し上げて、1件目の質問を終わりたいと思います。 2件目でございます。子ども政策について、質問をいたします。 先ほどの、これも栗野議員のほうから出ましたけれども、筑前町では中学校のほうで悲しい残念な事件がございました。この事件を受け、本町では子ども施策に力を入れ、条例を制定し、18歳までの子ども施策をトータル的に行うように設置されたものでございます。 男女共同参画等については、たびたび検証が行われたり、広報等でいろんな指数を出して町民の方に検証なり、広報活動なりが行われているようですけれども、この子どもの権利条例についての検証は、どのように行われているのか、質問をさせていただきます。
議 長	こども課長
こども課長	権利条例策定時の事務局が、当時の子ども未来課、それに生涯学習課、それに教育課という合同で事務局を行っておりましたので、私のほうから回答をさせていただきます。 条例の検証につきましては、子ども権利条例の中に定める、子どもの権利委員会において検証をしていただくような規定を設けております。 委員会は、学識経験者、関係団体及び町民を代表する者、教育関係者ら9人の委員によって構成され、年2回、センター事業の実施状況等の報告、相談受理内容やそれに対する対応、処理等の報告を行い、これらに対する意見や提言を委員会においていただいているところであり、それに伴って事務改善や施策の実施に繋がっているところでございます。 また、当委員会は委員自らの判断により、随時子どもの権利の状況等についての調査や審議ができて、必要な場合は提案、提言ができるようになっております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	きちんと条例に沿ってですね、検証等は行われているようですけれども、それが町民の目に触れることがなかなかないようですけれども、啓発を含めて、こういった広報活動と言いますか、町民に示すような行動はなされているのでしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 啓発につきましては、主に子どもを中心に行わせていただいております。 その大きな理由と申しましては、平成19年に子ども権利条例を作る前に、当時の小学校5年生、6年生、中学校1、2年生の計361名に対しましてアンケート調査を実施しました。 その中でですね、「悩みがある場合の相談相手は誰ですか」というような設問を設けましたところ、「誰にも相談しない」というのが26.3%で、一番多い割合を占めておりました。次に「友達」が25.1%、次に「母親」23.5%ということですね、非常に悩み等相談があった場合については、なかなか誰にも相談しないとい

	うのが4分の1以上あるということで、これは権利条例を作るときに、ぜひ、その未来センター等で、どんな相談でも受け入れる体制をつくらなければいけないということで、条例の中身を検討した次第でございます。 そういうことがございまして、20年にこども未来センターを開設後ですね、毎年のようにリーフレット等を作成しまして、小中学生に配布し、何かちょっと困ったことがあればですね、いつでも未来センターに電話をしてくださいと。そういうことで、それは毎年リーフレットを更新しまして、児童・生徒に配布をしているところでございます。以上です。
議 長	内堀議員
内堀議員	子どもたちに対しては、きちんとこの条例の趣旨を説明したりですね、役立てていると思うんですけども、この条例については、保護者なり町の責任についても記載があるところだというふうに思っております。 やはり子ども自身だけじゃなくて、今、いじめとか虐待に遭っている子どもたちに関しても、やっぱり大人の手がまだまだ必要なのかなという部分があれば、大人に対しての啓発はもっともっと必要ではないかというふうに思います。そういった数値を出すなりして、やっていかなくちやいけないと思いますけれども。 特に、近年子どもに対するマスコミ報道が目立っている中で、やはり大人が考える問題でもあるというふうに思いますけれども、今後そういった大人に対しての啓発活動を行っていく必要がある、というふうには考えられないでしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 議員おっしゃるとおりですね、確かに子どもの権利というのは、当たり前子どもを育てていただければですね、当然、必然的に子どもの権利は守られるということでございますけれども、なかなか今、児童虐待等頻繁にマスコミ等で報道されておりますように、基本的なこともなかなか守れない家庭、あるいは保護者がいるというのも現実でございます。 当然、権利条例がある前にですね、国の法律として児童福祉法とか虐待防止法とかDV防止法とか、公権力を持った法律がございまして、それらを的確に運用すれば、子どもの権利は十分守られるものと思っておりますけれども、子どもの権利は皆さん知ってあるようで、なかなかご存じないということがございますので、広報、ホームページを通じまして、町民の皆様には改めて啓発を図りたいというふうに考えております。以上です。
議 長	内堀議員
内堀議員	この子どもの権利条例ができた後、先ほどもお話が出ましたように、こども未来センターができて、いろんな相談業務をそこで受けて、子どもたちの悩みを解決しようというふうな施設になっているんですけども、ここは十分機能が果たしているのでしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 こども未来センター設立当時のですね、議会の中で当時の課長が説明したかと思いますが。 未来センターの大きな役割はですね、いろんな相談を受ける総合的な窓口である、と、教育、福祉の分野を超えていろんな相談を受けますと。そして、その相談内容によりましてですね、最も適した、あるいは的確に対応のできる部署等にまず紹介をする、あるいは指導をするということを大きな目的として、平成20年度に開設されたものでございます。

	しかしながら、非常に複雑な案件とか、先ほど申しました福祉に絡む問題、DVに絡む問題、その他諸々子育てに関して影響のあるような問題につきましては、未来センターだけでは対応ができませんので、そこは庁内連携、関係機関との連携を取りまして、事件の、不適切な事案の発生防止、あるいは発生が確認された後、それ以上深く事件が進行しないような対応をですね、連携の上取らせていただいております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	検証を行って、いろいろな取り組みをしていただいているわけですが、それを受けて、今後こういった課題があるというふうに考えてありますでしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 子どもの政策に対する課題というのはですね、行政とか地域社会あるいは企業等に幅広く多様な問題がございます、中でもですね、ワークライフバランス、いわゆる仕事と育児、子育てのバランスがですね、家庭の理想と現実が大きくかけ離れていると、そういうことで、それは少子化にも密接な関係があるというような報告もなされております。 子どもの健全育成あるいは安全確保の分野を中心に考えますと、これは一つの参考でございますけれども、福岡県が平成21年3月にまとめた子育て等に関する県民意識調査報告書の中でですね、子育てを取り巻く環境評価で「非常に深刻」、「やや深刻」と、そういう評価をされてまとめられたものがございます。 その割合が高いものとして、「子どもが安全で自由に遊べる場所が地域にない」と、「子どもを狙った犯罪が多い」、「犯罪者の低年齢化が進んでいる」、「いじめが多くなっている」、「ビデオ、テレビによる悪影響が広まっている」、「インターネットや携帯電話による悪影響が広まっている」、「地域で育児を助け合う環境が十分整備されていない」、「子どもをしつける、いわゆる地域で叱ったり、ほめたりする大人がいない」と、そのような問題が集約されております。 この結果のすべてが本町の状況に当てはまるかどうかは別にしましても、およそ似たような状況が、次世代育成行動計画のアンケート調査で実施した結果からも推測をされます。 これらの問題が直ちに解決や改善ができるものでないということは、多くの方は感じてあると思いますけれども、これらの問題への多角的アプローチを行いまして、できることからやっていくと、そういう姿勢で進めることができますね、課題の解決に繋がるものというふうに考えております。以上です。
議 長	内堀議員
内堀議員	きちんと検証が行われ、今後の課題まで把握をされているというふうに感じられました。それでもなお、今、子どもたちが犠牲になる多くの問題があるということもあります。家族をはじめ誰かが必ず力になれるということを、常に子どもたちに発信し続けていくことを、行政にも強く求めまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。
議 長	これにて12番 内堀靖子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 午後1時より再開いたします。 (11:23)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。

	(13:00)
議長	一般質問に入ります前に、午前中の内堀議員の一般質問において、内堀議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 内堀議員
内堀議員	先ほどの私の一般質問の発言の中で、総務課長と申し上げるところを総務委員長と申し上げたということです。訂正をお願いいたします。
議長	それでは、一般質問に入ります。 10番 梅田美代子議員
梅田議員	通告に従いまして、質問をさせていただきます。 まず、自然エネルギー政策について、でございます。 自然エネルギー導入を活用した町民の増収策をということで、質問いたします。 これまで温暖化対策の視点から、自然エネルギーへの転換が言われておりましたが、福島原発事故以来原子力発電への安全性への不安が大きく高まっており、原子力発電から自然エネルギー転換への移行が高まっている現状でございます。 政府は2030年代に、原発ゼロを目指すエネルギー国家戦略を9月14日に発表いたしました。 昨年に引き続きまして、国民全員で節電に取り組みまして、九電管内におきましては、計画停電は実施されないまま、この猛暑日を取り切ったわけでございます。 昨年、今年と各福祉施設と庁舎をはじめとして、節電に努めてまいったわけですが、何%節電できたのか、また、これを電気料に換算いたしますと、いくらぐらいになったのかということ、そして今、50kの太陽光がついておりますが、これの売電利益というのはどのようになっていますか、現状をお尋ねいたします。
議長	財政課長
財政課長	事務的なことでございますし、そういったことで、私のほうからお答えしたいと思っております。 太陽光発電の関係、これについては、財政のほうで管理しておりますので、その関係を申し上げたいと思っております。 3月14日に太陽光発電の設置をしまして、実質的には比較そのものは、4月から実施しておりますけれども、4月から8月まで、この5カ月間、発電をいたしました量でございますけど、28,749kwでございます。1カ月に直しますと、5,749kw、5,750kw、そういった状況でございます。 このうち役場が閉庁等で売電をした、九電に売った売電料でございますけど、5カ月間で3,462kw、1カ月に直しますと492kw、そういった状況でございます。以上でございます。 売電の料金でございますかね、5カ月間で98,480円、1カ月当たり19,696円ほどの売電であるということでございます。以上でございます。
議長	梅田議員
梅田議員	節電効果がどうだったのか、ということも聞いたはずでしたが。 筑前町はですね、以前から個人で太陽光発電を設置される場合に、1件当たり4kwを上限といたしまして、1kw当たり25千円ということで補助をして来られておりますが、この補助を受けて設置された戸数というのが、現在何件あるのか。また、そして1件当たり大体3kwから4kwの設置と思われますが、これによって町内で発電量というのがどれだけになっているのか、そしてまた、この各家庭の平均収入と言いますか、はどうなっておりますか、お尋ねいたします。
議長	環境防災課長
環境防災課長	環境防災課のほうよりお答えいたします。

	まず、第1点目の、筑前町の太陽光発電システムの設置補助の件でございますけれども、今現在、23年度末までで272件ということで、まず、こちらのほうが平成15年から補助を行っております。平成23年度までに272件ということで、平成15年から21年までが144件、22年度が53件、23年度が75件ということで、24年度につきましては、8月末現在で62件になっておるという状況でございます。 それから、その4kwの補助において、どれぐらいの電気が発電されたのかということで、この分につきましては、4kwの太陽光発電システムを家庭1世帯が設置した場合、今現在272世帯と換算して、その後、筑前町では1世帯当たり大体4,400kwアワーの発電が見込めます。1世帯当たりの年間の総消費電力量が約5,700kwアワーということで、当然、4kwちょうどの太陽光であれば、売電の部分は発生せずに、自分のところの世帯で使用する分の大体80%を賄うような結果になるということでございます。 ただ、この今までに設置された、補助金を利用された方につきましては、当然、4kwですけれども、それ以上設置してあるところが当然でございます。その場合は、5,700kwアワーが1年間の総消費電力量、これは仮の大体一般的な家庭の場合という設定でございますけれども、その設定でいくと、5.19kw以上のシステムを設置すれば、ちょうどプラスマイナスゼロと。 ですから、それ以上の太陽光を設置してある家庭につきましては、状況にもよりますが、売電が発生している可能性が出て来るという状況でございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	4kwを上限として町の助成があるわけなんですけれども、今、課長の説明によりますと、それ以上設置してある家庭もあるということですが、町の助成を受けずに設置されている家庭なり企業なりというのは、現状把握はされておりますでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 今、環境防災課のほうで把握している住宅太陽光発電システムを利用された、補助を利用された方の中で、先ほど申しました5.19以上のところの住宅用発電利用者としましては、27件が、このkw分を超えている世帯があるという結果になっております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	太陽光発電によります売電価格というのは42円となっております、太陽光発電を設置している家庭と言いますのは、売電によりまして、さっき課長が説明されました。一応4kwで80%賄えるということなんです、しかしながら、設置したくてもできない家庭というのが数多くあると思います。 そういうことで、この売電価格と言いますのは、設置していない家庭というのは、設置している家庭の売電価格を上乘せした電気料金設定というふうに、今、そういうシステムになっていると思いますので、設置していない家庭は、その分を電気料金として払わせられているということになると思います。 そういったことを考えたときに、じゃあこのままの補助でいいのかなというふうに、私は考えますが、もう少し補助額等を拡充して、太陽光発電をどの家庭でも設置しやすいような状況、条件整備をしてもいいのではないかと考えるわけなんです、この点について、町長のご見解をお伺いしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。

	太陽光発電の普及については、国もしっかりと推進していくというような方向性は示しております。 と同時に、このインセンティブは何と申しまして買い取り価格、固定買い取り制度でございます。42円というのが来年度どうなるか分かりませんが、この42円はたいへんな魅力でございまして、企業等の取り組みがそれを物語っているところでございます。 本町を考えました場合に、こういった再生エネルギーが可能であるかと。これは、福岡県の企画部のほうがすでに各地域ごとに、こういったエネルギーを導入したら有利であるかということのマップを製作しております。インターネットで見ることができますけれども。 その中で、本町におきましては、やはり太陽光発電は非常に有利な発電システムであるというふうな捉え方かできると思っております。むしろ風力等々につきましては、やはり東日本、北日本が有利であると、そのような分布のようでございます。 そういったことにおきまして、ぜひとも本町の特長からしてですね、広い土地を持っている。農家の敷地面積が広い。福祉政策として、あるいは農業政策として、あるいはコミュニティ政策として、あるいは各家庭のホームエネルギーとして活用することが地域振興に結び付いていくと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	先ほど冒頭に申しましたように、政府は30年代に原子力発電ゼロを目指すということを出しておりますということは、もうこの買い取り価格というのは、当然このまま推移していくのではないかなと、それ以上になっていくのではないかなというふうに、私は予想するわけでございます。 町長、今申されましたように、わが町にとっては、自然エネルギー様々にあると思いますが、やはり太陽光発電の普及というのが一番ふさわしいのではないかなというふうに思っておりますので、今申し上げました各家庭における補助額ですが、そういったことをやはり、各家庭が設置しやすいような条件整備を、ぜひお願いしたいなということを要望として申し上げたいと思います。 それと、少し視点を変えて質問いたしますが。 昨年は孫正義氏が北海道にメガソーラーを設置することが話題となりました。また、今年に入りましては、大分に10万kwのメガソーラーとか、鹿児島に、そしてまた熊本県にということで、大手の企業がメガソーラー設置に参入をしております。活発でございます。 そういったことでですね、やはり大手が参入するということは、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を利用しました電気料金、私たちに上乗せされて電気料金は払うわけですが、結局利益というのは大手の企業に持っていられると言いますか、大手の企業のほうが優位になるということと考えます。 そういったことで、私、5月にシンポジウムがございまして、勉強させていただいたんですが。 この自然エネルギー市民の会、九州のシンポジウムのときに、麻生 義継氏という方がお出でになりまして、この方は大阪の保育所の屋根に、太陽光の共同発電所を作った方で、現在は福島で、各自治体におきまして太陽光発電所企業組合というものを立ち上げられて、そして、どうせ大手に利益として持っていられるものであれば、各自治体でそういう太陽光発電所企業組合なるものを立ち上げて、そして地元にお金が落ちるように、利益を生み出すことができるようにということで、今、活動をされているわけです。 これは、この企業組合と申しますのが、地元の中小企業とかサラリーマンとか主婦、こういう方たちが20人から30人、お1人1万円とか10万円とか出資金をして、

	そして配当を受けるという、そういうシステムだそうでありまして、これが福島だけの問題ではなくて、各自治体で、地方で取り組みができるということをお話しておられました。 この筑前町においてもですね、こういうふうな、自分たちが努力してと言いますか、住民が自分たちで立ち上げて、そして自分たちの手でエネルギーを生み出して、売電して利益を生み出すという、そういうシステムが、この筑前町でもできると思いますので、その辺の研究なり、町おこしのためにする時期に来ているのではないかなというふうに考えているわけなんですけれども。 この麻生氏が言われるには、このノウハウの協力はしっかりさせていただきますということも言われておりました。 私、シンポジウムに行って、ものすごく感動しまして、これは筑前町でも取り組めるんじゃないかなと思ひまして、翌日にすぐ町長に、その資料等お届けした経緯もございまして、そういったこと、町長、このまちづくりに対してですね、どのようにこのエネルギー政策を考えられますでしょうか。今、私が申し上げましたことも踏まえて、お聞きしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私も先々週の土曜日にですね、福岡県の企画部が主催いたしますエネルギーのシンポジウムに参加いたしました。 全国からの先進事例がございました。福岡県からは糸島市と大木町が事例発表されております。 大木町は知ってのとおり、環境対策で非常に進んだ取り組みをなされていると。すでに太陽光は10%の普及率だそうでございます。 そういったことも参考にしながら、わが町としてどのような方策があるのかなと考えてみたところでもございます。 ただ、議員が申されますように、私も、これは農家の所得保障に、戸別所得保障をやっておりますけれども、農家というのは本当に家が大きいんですね。そして納屋とかいろんなものを持っております。 先日もお話いたしましたけれども、83歳の方がですね、わが家でこれだけの収入があるという一覧表をお出でになりました。まさに83歳になって働く場所はないと、しかしながら、こういった定期的あるいはいくらかの収入があるというのは非常にありがたいということで、ぜひ町としても推進をしたらということでございました。 その折に、何が引き金になったかということ、関心はあったけれども、町の助成金10万円というのが1つの魅力であったということを言っていました。そういった面で、町の助成というのもしっかりと考えていかなければならないと思うところでです。 それと、わが町を考えてみた場合に、1つは、私どもの町は行政区ごとに立派な公民館を持っているんですね。公民館でコミュニティ活動をますます今から、見守りにしろ、防災にしろ、あるいはコミュニティ推進にしろですね、必要なわけです。 ただ、町が助成する場合は必ず単発でございます。単年度しか助成できないという、ある意味では欠点を持っております。 そういった中で、この各地区の公民館等がソーラーシステムを導入されることによって、ある一定額の収入が得られるとすれば、それは社会貢献であり地域コミュニティ、福祉あるいは環境問題ですね、それから生涯学習等々の活動資金になり得るのではなかろうかと。 そういった条件を付けて普及していただければ、ますますコミュニティの活動資金

	ができて、活発化していくのではなかろうかと思うところです。 公民館というのはほとんど昼間使っておりません。が故に売電する量も多くなるということだろうと思っております。一例でございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	基本的なところでは、町長の考えも私の考えも一致するところがあるのではないかと思います。 これは外国の例なんです、デンマークの場合はですね、今、2004年度データで、個人や協働によります地域住民所有の自然エネルギーというのが、約80%に上っているということで、また、ドイツでは農村地域を中心に再生エネルギーに取り組んでおられましてですね、閑村地と言いますか、農業所得は少ないけれども、この太陽光エネルギー等の再生エネルギーによりまして利益を生み出して、そして農業所得は少ないけど生活が成り立っているという、こういう現状もあるようでございます。 そういったことで、本当にこれからの研究課題ということになるとは思いますけれども、地域の環境保全、新たな産業の発展、また雇用創出増加でエネルギー受給率向上と、今言いました、やはり農山村の発展や食糧生産の維持。 農業収入が低くて、やっぱり農業から離れる方も出て来られると思いますが、きちっと収入があれば農業を細々となり続けながらも、きちっと生活はしていけるという、食糧政策にもこれは準じていけるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。 そういったことで、午前中の質問にですね、そったく基金のお話が出ておりまして、福祉というのは幅広いものであるというふうなお考えを、町長示されまして、やっぱりこういう再生エネルギー導入により、利益を生み出して収益を上げて、おひとり、おひとりが潤うということは、これは当然税収の増額にもなりますし、福祉にも繋がっていくことじゃないかなというふうに考えますし、形あるものにしたいという、今、ソフト面だけに使っておりますので。 そういったことで、形あるもの、太陽光発電、そういったことにもこれが使われることによって、やはり筑前町の戦略として、まちづくりに貢献できるのではないかなというふうにも考える次第ですが、その点について、町長お尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 確かに、今後消費税も増税されます。と同時に、年金政策も極めて深刻です。そういった意味におきまして、高齢者の収入対策というのは極めて重要でございます。 私も体験的に思いますには、みなみの里ができて、高齢者の方が多数出荷しておられます。その方々のやはり喜びは収入でございます。やはり経済的な収入があるということは、大いなるインセンティブになり得ると、私は思っております。 そういった意味で、そったく基金については、また今後考えますけれども、ひとつ研究の対象になろうかと思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	このエネルギー政策と言いますのは、本当に今後の町の将来にとって必要な、大事な戦略であると思っておりますので、今後しっかりと研究、検討していただきたいことを要望いたします。 次に移ります。 住民サービスについて、でございます。 まずは、コンビニにおける税の徴収について、でございます。 2007年、平成19年9月にこの質問をさせていただいておりまして、再度の質

	問となります。 現在、木曜夜間窓口を開けてありますが、以前の回答ではですね、木曜日夜間窓口で、納税をする場合というのは、事前に電話等をさせていただいて、お出でいただかないと、できないというような回答でございまして、現在の税徴収率の向上、また納税者の利便性向上から考えますと、福岡県内において、かなりのところがコンビニ納税をされております。そして、町県民税とか固定資産だけではなくて、国保税、後期高齢保険料、上水道料、町営住宅使用料まで拡充されているところでもあります。 現在、町の税及び利用料の納付、金融機関からの自動引き落とし、口座引き落としが一番いいとは思いますが、口座引き落としと納付書によるもの、これは、どういう割合になっておりますでしょうか。そして、それぞれ徴収率、現況をお尋ねいたします。
議 長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 現在の納付の仕方は、今、議員おっしゃった方法を取っておりませんので、純粋に納付書で、例えば銀行とか役場等でお支払うやり方が1つ、あともう1つは、今おっしゃったように口座引き落とし、この2点の方法で税関係、料も含んでございますが、納めていただいているところでございます。 まず、口座振替のパーセントを簡単に申し上げますけども、一番いわゆる納税義務者、例えば千人おられて500人が口座引き落としという、そういう割合で報告いたしますが、その割合で出しますと、固定資産税が一番高こうございまして、56%代でございます。口座引き落としの割合がですね。一番低いのが軽自動車の37%代という形になっております。これはほとんど変わっておりません。 4税、税に関してだけ報告いたしますけれども、平成22年、23、24年という形で4税の平均的には、22年が47.6%代でございます。23年が46.8%代、今年度、現在の1期の段階でございますが、46.7%ということで、大体平均的に47から46%でございます。口座引き落としの割合でございます。 それとおっしゃっていた、果たしてそれだけの件数でどれだけ入っているかという率でございますが、いわゆる金額と世帯数の率と両方出し方があると思うんですけど、金額のほうだけでご説明いたしますと、すべてここ3年ともに94.2から5%、いわゆる先ほど言いました口座引き落としを希望されている方の94%ぐらいは、自動的に税の引き落としができていう状況でございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	口座引き落としで税徴収ができるという、これが一番理想的な姿ではないなかというふうに考えますが、納付書による方というのが、固定資産だけで56%ということでしたので、まだまだ多くの方が納付書によりまして納税されているということが、現実ではなかうかと思えます。 そこで、コンビニによる税徴収はいかなものかということで、質問させていただいているわけですが。 現在、コンビニが開いている、ご存じのように、全国のコンビニ、休日・夜間を問わず24時間開いているわけで、24時間納税可能であるわけです。 以前は若い人が利用率が多かったんですが、最近は本当に高齢者の方の利用も多くなっております。住民一人ひとりの生活状況を見ますと、やはり就業時間帯も様々でありまして、本当に一人ひとりが様々な生活環境でありますので、ぜひコンビニ納税という形で導入をしていただきたいと思います。 当然、コンビニ納税になりますと、納付書にバーコードを付けたりとか、町が手数料を負担しないといけないということ、当然発生すると思えますけれども、現在です

	ね、先ほど言いました固定資産税、町県民税だけじゃなくて、様々な利用料、これの利用料というのは、例えば町営住宅、保育料、上水道というのは、それぞれ各課で行われていると思いますので、これを一本化することによりまして、スケールメリットというのは発揮できるのではないかというふうに考えますし、住民からしますと、コンビニに納税すれば、本当に利便性というのは特段に上がるわけでございます。 納税率の向上にも役に立つと思うわけでありまして、納税推進室の皆様、夜間徴収とかですね、日頃のご苦労があると思いますが、そういったご苦労も少し削減できるのかなと思いますし、そういうことによりまして、職員の削減という形ももしかしたら効果があるのかなというふうに考えるわけでございます。 今申し上げたようなことで、費用対効果というのも十分期待できるのではないかと思います。コンビニの税徴収について、導入、どのように今後お考えになれるか、ぜひ推進をお願いしたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 今、議員おっしゃったように、統計的な数字を前半にお話ししたいと思っております。 本年4月でございます。全国47都道府県、すべての都道府県がコンビニ収納を行っております。今度は市町村でございますが、486市町村、1,747市町村のうちの486ということで、約27%ですね、行っております。 福岡県下では、今年のこれは24年7月1日現在で、県の地域支援課が国の調査で市町村をまとめた分ですが、21市町村、村は入っておりませんが、21市と町になるかと思えます。60市町村のうちの21ということで、約35%コンビニ収納は取り組んでおる状況でございます。 確かに、今、議員もおっしゃいますように、コンビニエンスストアでは24時間、365日、いわゆる払い込みが可能なシステムでございまして、これは平成15年に地方自治法の改正がございまして、翌年平成16年に東京都が自動車税で最初に導入しております。福岡県の自動車税も同じく16年から導入しているような状況でございます。 見解といたしましては、いつでもどこでも納付というのを、言葉は別途まして、キャッチフレーズ的なものでは、全国これを推進しているような状況で、これはもちろん国が先頭になって推進しておりますので、市町村も増えているような状況でございます。 まず、何と言っても納税者の、先ほどから出ております利便性、いわゆる便利がいいということを重点的に、いわゆる満足度に繋がるというような形ですね、そしてそれをやっていければ、自然的に自主納付、いわゆる滞納が減っていくという、至上的なメリットがあるというふうに考えております。 しかし、先ほど議員もおっしゃいましたように、課題と言いますか、デメリットまで行きませんが、大きな課題も考えております。 1つ目は、初期的なものということで、導入するに至る経費がかかるということで、初期投入、購入費用がかかるということで、俗に言います費用対効果がなかなか比較できない。これは、導入する市町村どこでも、全国的にそのようなケースだと思えます。が難しいと、非常に高い金額がかかります。 ちなみにわが町で、今、基幹システム、コンピュータメーカーが入っているわけですが、これを例えばコンビニに切り替えた場合でございますが、基本ソフトだけで915万ぐらいかかるという、9月の段階でメーカーから見積りを取りましたら出ております。ソフトの基本でそれだけの金額がかかるということでございます。 それから、例えば税ごとですね、いろんな料金もあるでしょうけれども、例えば固

	定資産とか町県民税とか、そういう税ごとに、1つの税を例えばコンビニ収納するのに250万から350万かかるということになるかと思います。 ですから簡単に、例えば1つの税だけ、軽自動車ですとスタートする市町村が圧倒的に多いんですけども、納期が年に1回ということですね。それで、うちのコンピュータに合わせるとすれば1,100万、200万、初期の投入経費がかかるんじゃないかと考えております。 それが初期的なもので、あとはランニングコスト、毎年の費用で、また課題といたしましては、先ほど議員もおっしゃいました手数料の負担増が考えられます。 現在の、先ほど申しました口座引き落としは、1件10円でございます。これは、町が指定している金融機関、それと郵便局もそうなんですけれども、税を引き落とすだけで、10円が手数料で金融機関に払い込んでおります。これは町との契約で、全国あまり変わらない金額でやっているかと思います。 これがコンビニの場合は約5倍から6倍、1件に関しまして50円から60円というふうな費用がかかるかと思っております。 この2つがですね、非常な初期の投入経費とランニングコストですね、なかなかもう少し数字が進んでないというのが現実だと考えております。わが町にも非常に大きく当てはまるんじゃないかと思っています。 最終的にはですね、こういう全国的な傾向にあるというのは、数字を先ほど申しましたようにですね、我々も十分承知しておりますので、今の払い込みの仕方ですね、金融機関、銀行とかそういうのと同様に、コンビニの収納というふうにも十分位置づけてですね、前向きに考えるべきだと考えております。 さらに先ほど出ました口座引き落とし、現金で払われるという、いわゆる支払窓口と決済窓口という手段という方法があるかと思うんですけども、実は、もうコンビニよりも先に、現在、全国的に進んでおまして、コンビニをやったら3年から5年ぐらいには次のステップへという形で、コンビニ収納をやられている市町村は考えておられます。 大きく分けて2つあるかと思えます。 まず、ご承知のように、クレジットカードがあるかと思えます。クレジットカードの収納、もう1つは電子マネーという、総体的には電子マネーと申しますけれども、これは、例えば簡単に言いますと、皆さんほとんどお持ちだと思いますが、携帯電話で税の払い込みができる。それとパソコンでできる。それと銀行とかJ Aさんとか郵便局もそうでしょうけど、ATMがあります。現金の自動引き落とし、現金の自動引き落としもPay-easyと書いてペイジーというんですけども、Pという数字が入っておればですね、それも税の振り込みができるという、あんまりこの辺にはないかと思えますけれども、そういうのが出ております。 そういうのを総括して、マルチペイメントネットワークというんだそうなんですけれども、登録してやれば、いわゆる間に金融機関が入って、すべてやってくれるということですね、もう東京は実際そういうのが進んでいるんですけども、大きな都道府県はそんなふうに行っているところがございます。 ここまで先を考えてですね、やっていくのを検討すべきじゃないかと考えております。 ただ、先ほど福岡県下で申しましたように、もう3割以上の市町村は取り組んでいるという実態は十分把握しておまして、ただ地域性が若干偏っておりまして、福岡都市圏、糸島、粕屋、それと北九州圏ですね、遠賀郡、苅田、含んだところに集中しております。筑豊の地区としては田川市だけ、県南、筑後地区は久留米市と筑後市というふうに、ちょっと地域性が非常に、いわゆる福岡、北九州の都市圏に集中しているのが、今の福岡県の現状だと考えております。
--	--

	この近辺にも、小郡市も今年度から検討という課題に入っているみたいですので、先ほど言いました、とりあえずコンビニの収納というのは十分研究して、先進地の事例の把握に努めて調査研究して、また議会なり町長なりにご提案して、検討したいと考えております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	納税推進室長には本当に詳しく、将来を見通して研究をしていただきましたことを、本当に関心いたしました。 もう本当に今、室長言われるとおりで、将来的には電子マネー、またパソコン、携帯からですね、そういうふうな時代になると思います。うちの子どもの例を言いますと、やはりパソコンから金融機関に振り込んだりとか、そういうことをもうすでにやっておりますのでですね。 ただ本当に、筑紫野市さんも今年から軽自動車、今、室長言われましたように、小郡市さんも検討中で、筑前町の町民の方はどちらかと言いますと、やはり都市部を、目線は向いているのではないかなというふうに考えております。 そういったことで、様々な問題、課題というのはあるかと思いますが、まずはコンビニ徴収ができるような体制をつくっていただきまして、次に電子マネー、そういったことになるのかなというふうに思います。 それはもうここ2、3年のうちに、いっぺんにこういう電子マネー的なことで導入が図られれば、それが最善であるとは思いますが、そういったことで、そしてシステム改修ということも度々予算に上がってくるわけですので、そういったときもチャンスじゃないかなというふうに考えますので、ぜひ前向きな取り組みをお願いしたいと思います。 これで、この質問は終わります。 次に、同じく、コンビニにおきます証明書等の発行でございます。 これは今、コンビニ税徴収の質問をいたしまして、さらに厳しいのかなというふうに感じた次第なんですけれども。 これはですね、住民票の写しとか印鑑登録証明書をコンビニを通して利用できるということなんですが、これに対しましては、住基カードが必要なわけです。これを利用するためには。 現状の住民課窓口における証明書等の交付状況、住民課窓口の職員が何人で対応されているのか、また、木曜日時間延長の状況、そして先ほど言いました住基カードの交付状況をお尋ねいたします。
議 長	住民課長
住民課長	事務的なことですので、私のほうからお答えさせていただきます。 まず、平成23年度の交付件数ですね、窓口での諸々の証明とか住民票とかですね、有料の件数が43,445件でございます。 それから、あとは住基カードの発行状況ですけども、23年度中の発行が61件でございます。そして24年3月末日現在の有効な住基カードの所有者が577人ということで、交付率で申しますと、まだ2%という少数なところでございます。 それから、あと職員の体制ですけども、本庁舎それから総合支所窓口ということで、私を外しまして職員4人、そして嘱託の方が2人というふうなことで、両方現在職員が頑張っておるところでございます。 木曜日の夜間窓口ですけども、平成23年度木曜日398人お見えでございます。そして発行件数が618件でございます。というふうな数字の状況でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今はセブンイレブンだけなんですけれども、来年度からローソンとかサークルKサ

	ックスというコンビニも、このコンビニの証明書等の発行に参入してくるということで、かなり今まで以上に便利にはなると思います。これも24時間対応でできるということなんです。証明書等がですね、手に入れることができるということなんです。 土曜、日曜の開庁を求める住民の方も、そういう声も多くあるわけですが、だからと言って、木曜日を土曜、日曜まで開庁しても、さほど住民サービス向上に繋がらないのかなというふうにも考えるんです。 それで、こういうコンビニにおいての証明書等の発行が可能になりますと、その三輪の総合支所なんですけれども、あそこを今後どうするかという問題も検討されていくと思いますし、総合支所においては、将来的にそのまま継続ということにはならないだろうというふうに考えます。 そういったことで、この総合支所がたとえ廃止になっても、住民サービスが低下しなければ、住民の方は納得されるというふうに考えるわけです。 今、職員が4人、そして嘱託が2人ということで、住民窓口課で対応なさっておりますが、このコンビニで交付が可能になるということであれば、職員も削減できて、そして他の部署に配置することができる。 そういった視点から考えたときに、これは研究する意味があるのではないかなというふうに、私は考える次第でございますが、町長の見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 今、両課長が説明申し上げましたように、実態ないしそれぞれの課長としての考えを述べさせていただきました。 私も同じ考えでございまして、ぜひ納税推進室長を中心に、コンビニ納税等のまた証明書発行等について、住民課長を中心にそれぞれ研究いたします。 そして、それぞれ持ち寄りまして、政策会議等で十分議論をしていきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	実は、このコンビニ交付、税と社会保障の一体改革推進において避けて通れない制度として、マイナンバー制度というのがあるわけですが、閣議決定はされておりますが、今国会で成立は先送りされたというふうになっておりまして、このマイナンバー制度が制度化されますと、速やかに全国規模でできるのかなというふうにも考えますので、そういったときにですね、本当に速やかにこれが実施できますように、しっかり今から研究をしていただきたいと思います。 次の質問に移ります。 まちづくりについて、でございます。 10周年記念事業におけるさらなる町民の一体化をということで、筑前町の歌、音頭等の政策をとということで、質問をさせていただきます。 本来に来年3月で合併満8年を迎えるわけでございますが、最近では三輪だ、夜須だというような発言も段々少なくなって、本当に一体化が育まれているんだというふうにも感じますし、どーんとかがし祭りにおいては、本当に毎日双方のどーんと祭りとかがし祭りを一体化させて賑わっているところでございますが、町長にお尋ねいたします。 現時点におきまして、この町民融和、一体化、どのようにお感じになっておりますのか、どう評価されておりますのか、お伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 町民の融和、本当に三輪・夜須の垣根のですね、かなり低くなって一体感はかなり

	醸成されていると、そのような認識でございます。 とにかくオンリーワン事業ですすね、記念館か、直売所かというような論争もございましたけれども、今は1つのフレーズで、食に感謝し平和を願う、ともに栄えていくんだというような一体感が醸成されております。 なお一層、この10周年等については、さらなる飛躍の年度になりますように、今といたしましては思うところがございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	私もですね、本当に筑前町はいい方向にいつているんじゃないか、不祥事はございましたけれどもですね、本当に将来に向かって、ますますいい町になってほしいなという期待を大いにしているところでございます。 夏祭りがありましたわけですが、参加者は浴衣姿で楽しく盆踊りを踊っていらっしゃる姿があちこちで見受けられたわけでございます。 盆踊り、いろいろな曲目があつたわけなんですけれども、その中でやはり三輪音頭、夜須音頭を踊られまして、やはり夜須音頭、三輪音頭ということになれば、何がしか町に対しての愛着を感じられた次第なんです。 これまでのこういった三輪音頭、夜須音頭、この歴史があるわけですので、振り返って踊ること、そういう意味のあることだと思いますけれども。 しかしながら、筑前町音頭ということがないのは、いささか寂しいなという気持ちもした次第でございます。筑前町になって誕生した子どもも7歳になるのではないかと思います、そして町史編さんも今取り組まれているところでございますので、古きを尋ねるとともに新しい歴史、伝統、将来に向かってのですね、そういった筑前町の歌、音頭等を作成いたしまして、この子どもたちに伝えていけたら、若い人も、そして年配者もともにですね、こういう祭り等とともに賑わっていったらどうかというふうに思いまして、提案をさせていただくわけでございますが、この筑前町の歌、音頭等の作成、どのようにお考えでしょうか、これも町長にお尋ねをいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 10周年事業につきましては、総合計画の基本計画の中にですね、私もぜひという思いで、計画書の中に重点項目として掲げさせていただいております。 内容につきましては、十分、大いなる住民の方々ですね、雰囲気づくりが私は大事だと考えております。その中からいろんな発想が生まれて来ると思います。 町といたしましては、ちょうど町史編さん、あるいは町民グラウンド等々がですね、その完成期に当たるんではなかろうかという計画でもございます。 いかにして住民の方々が、この10周年を記念してですね、さらなる筑前町の発展を考える、過去を振り返りながらも未来を見ていくと、そういった年度になるよう、この事業についても大いに工夫、参加、住民協働でやっていくべきだと思います。 したがって、具体的な事業はですね、その中から生まれ出てくるものを尊重していくべきではなかろうかと、そのようにも考えます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	10周年についてはそうでありましようけど、筑前町の歌、音頭等の作成、これはもうそろそろ準備にかかったほうがいいのではないかなというふうに、私は考えて今回質問したわけでございますが、その点をもう一度お尋ねをいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 確かにですね、一本化されましたので、そういった全体を象徴できる、例えばわが町からオリンピックに出場するならば、その歌をもってみんなで応援することができ

	る、そんなものが必要だという思いでございます。 したがいまして、そういったところでもすね、歌なり踊りなり、あるいはもっといいものがあるかもしれません。そういったものを研究していくべきだと考えます。以上でございます。 それもやはり私は、１０周年に照準を合わせてすね、取り組んでいくことが、よりメモリアルではなかろうかと考えます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	筑前町の歌、音頭、ぜひ作成をしていただきたいと思いますし、筑前町の歌をすね、編曲して振付をしてということであれば、今、ヒップホップダンスというのが、中学生では必須科ということも言われておりますので、そういったことで、子どもたちもこういうヒップホップダンスというのは大好きですので、本当に町民挙げてすね、みんなで踊れるんじゃないかなと思いますので、ぜひ期待をいたします。よろしく願いいたします。 何か１０周年記念イベント事業の実施をということで、次の質問とありますけれども、これは、多分田頭町長、筑前町第３代町長としての指揮を取られる事業になるのではないかなというふうに、私は予想、推察をいたすわけでございますが。 何か、やはりこの１０周年を節目にしてすね、何か筑前町を大いにすばらしい町であるということ、内外にしっかりアピールする良き機会じゃないかなというふうに考えるわけですが、町長として、今もご発言していただきましたけれども、何か特段の思いとか、町長が描いてある何かお考えなりお持ちでしたら、今一度お聞かせを願いたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 任期途中でございます。職員の不幸事もございました。まずはすね、この信頼回復に、今は努めるべきだと、専念すべきだという思いでいっぱいでございます。 したがいまして、２４年度に予算執行させていただいておりますことをすね、しっかりやり遂げて行きたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	町長の真摯な発言は評価いたしたいと思います。 本当に１０周年に向けまして、さらにさらに筑前町がすばらしい町になっていくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。
議 長	これにて１０番 梅田美代子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 ２時５分より再開いたします。 （１３：５２）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 （１４： ５）
議 長	１３番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、順次質問させていただきます。 まず初めに、子どもたちを取り巻く問題について、お尋ねします。 いじめ問題については、１４日の石丸議員、本日栗野議員と質問があつていましたので、なるべく重複しないよう質問させていただきます。 ここ連日のようにいじめ問題についての新聞報道がされています。９月１２日付西日本新聞には、２０１１年度多少減少したとはいえ、未だ全国で７０，２３１件のい

	じめがあったと報道されています。 筑前町学校教育推進24の中でも7つの柱の1つとして、いじめ、不登校等に対する生徒指導体制の確立が掲げられています。 その中で、各学期1回のアンケート調査を行っているということでしたが、1学期が終了し、集計はすべて終わったのか、まずお尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 いじめ問題アンケートの集計結果はすべて終わったのかということですが、一応、1学期末までにですね、教育委員会のほうに報告を各学校から上げていただいております。 その結果ですね、アンケート調査によりますと、いじめに関する記述が13件あったということですが、内容はすべてあだ名や嫌なことを言われる。または友達が言われていると、そういう内容のものでございました。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	それではお尋ねしますが、このアンケートを各学校行うにあたって、どういう形態で行われたのか、記名式か無記名式か、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 7月の下旬に教育委員会のほうから、いじめに特化したアンケートを実施するように各学校に通知を行いました。各学校としましては、学期に1回必ず行っておりますアンケートをですね、まずは実施をしたということでございます。 その後、その結果をうちのほうで聞き取りをしましたところ、いじめに特化した部分でなく、普通の通常の生活アンケートも一緒にやったということで、学校によっては記名式ですね、教育委員会としては無記名式のアンケートを実施しなさいということで指示をしましたけれども、学校によっては記名式でやったところもございましたので、再度指示をしましてですね、無記名式で実施を、すべての学校で無記名式のアンケートの実施を行わせたところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	各学校で記名式と無記名式ということで、バラバラだったということですが、記名方式にすると、なかなか本当のことが言えないというのが現状ではないでしょうか。 無記名という方針で出されたのなら、次の各学期はそれを徹底していただきたいと思います。見解をお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、記名になった場合に子どもたちがですね、そういう状況を敬遠して何も書かないという状況がございますので、まずは無記名と、無記名を徹底させるということで実施をいたしまして、その中で、何らかの記述によりましてですね、そういういじめの兆候が見られた場合には、再度ですね、聞き取りをするなり、その学年だけの、学級だけのアンケートを再度実施するなりして、そういう把握に努めていきたいと、そういうふうな今後のですね、指導していきたいというふうに考えております。
議 長	河内議員
河内議員	よろしくお願いいたします。 今、町には各学校、両図書館、こども未来館に相談ポストが設置されていますが、そのポストに寄せられた内容と、それに対する対応はどうされたのかを、お尋ねいたします。

議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 相談ポストへの投函数につきましては、学校のポストには、平成２３年度に１７通、平成２４年度の９月３日現在、１学期終わった段階でございますけど、９月３日現在までには２８通でございます。 一方町内の図書館等に設置しましたポストには、平成２３年度に１３件、平成２４年度９月３日現在では１件でございます。 内容につきましては、学校のポストに投函されたものの中には、教師の指導、学校の施設設備や校則等に対する不満等も含まれており、あだ名や嫌なことを言われるなどのいじめに関する相談は、平成２３年度から現在まで５通あったということでございます。 一方、町内の施設のポストに投函されたものの中には、いたずらと考えられるものも数点含まれておりまして、いじめに関する内容は６件でございます。内容的には「嫌なことを言われる」、「からかわれる」、「いじめられる」などの内容でございます。 発見後の対応といたしましては、学校では、記名されたものについては、担任等が事実を確認し指導を行い、その後の経過を複数の教員が観察していく体制を取っております。 また、無記名のものにつきましては、全教職員で気になる児童・生徒を上げ、担任等が児童生徒のあり様を観察したり、声かけをしたりして、個別に対応するとともに、道徳や学級活動の時間等に、いじめの問題や命の大切さ、規範意識に係わる題材を取り上げ、指導を行い、いじめを許さない学級の風土を築き上げていく取り組みを行っているところでございます。 また、町内の施設のポストに投函されたものにつきましては、個人や学校が特定されるような場合は、当該学校に連絡いたしておりますが、不明な場合には、すべての学校に対応を依頼しております。 この図書館等の中には、本町内の学校以外の学校等もですね、書かれたものがございましたので、そういったところにも連絡は取っておるところでございます。 平成２３年度には学校内の友人関係のトラブルから、嫌なことを言われるようになったことに悩んで、図書館の相談ポストに投函してくれたことによりまして、学校と連携して早期に解決した案件も、昨年度は２件ございました。 このようなことから、相談ポストも含め、アンケートや教育相談等を確実に実施しまして、子どもたちが悩みや叫びを伝えることができる機会をですね、より多く準備してやることが重要であると考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	対応策の１つとして、国もやっと重い腰を上げ、学校をサポートするいじめ問題支援チームや当事者の相談を受ける第三者機関を設置する自治体には、全国で約２００の自治体に対し、関連費用を全額負担するという構想が出されているようです。 筑前町でもぜひ取り組むべきと考えますが、教育長の見解をお尋ねいたします。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 ただ今、議員ご指摘のように、国はいじめ対策アクションプランの一環として、全国２００地域に大学教授や弁護士等で作るいじめ問題等支援チームを設置するための概算要求を行っているところでございます。 このいじめ問題等支援チームは、各学校のいじめ問題等の解決を支援することを目的に、各都道府県に４地域ないし５地域、設置する予定のものでございまして、詳細がですね、まだ不明でございます。

	公募によるということだけは決まっております。公募等の通知がございましたら、筑前町といたしましても設置の方向で希望したいと、そのように考えております。
議 長	河内議員
河内議員	今、各学校にはいじめ・不登校等問題対策委員会が設置されていますが、本年度にこれまで何回委員会が開催されたのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 いじめ・不登校問題対策委員会につきましては、年度当初に町全体や各学校の活動計画を確認するということで、年度初めに1回、それから年度末には1年間の活動を評価、課題を確認し、次年度の実践の方向性を明確にするということで、毎年年度当初と年度末にということで、年間2回開催をいたしております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	手元に持ってきてないんですが、学校教育推進24の中では、毎月1回の定例会を謳っていますが、なぜ毎月開催できなかったんでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先ほど私が答弁いたしましたのは、町のいじめ・不登校問題対策委員会ということで、回答させていただきました。 議員が言われております部分につきましては、各学校、学校ごとにいじめ・不登校等問題対策委員会を設置いたしております、各学校につきましては、毎月1回、定例的に行っております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	思春期の子どもたちが、いじめから受ける心の傷はたいへん深いものがあります。子どもたちのかけがえのない命を守るとは、私たち大人の、そして社会の責任です。弱い者いじめが平気でまかり通る今の日本社会、子どもたちは私たち大人を、そして社会を鋭く見つめています。 この社会のあり方を根本的に変えていかなければ、思いやりの心も育たないのではないかと申し述べ、次の質問に進みます。 次に、安心・安全の暮らしを守るための取り組みについて、お尋ねをいたします。5点ほどお尋ねします。 まず、バイク・自動車保持の職員の任意保険への加入について、お尋ねをいたします。 現代の車社会の日本においては、いくら細心の注意を払って運転を心掛けていても、いつ何時交通事故に巻き込まれるということも珍しくありません。万が一交通事故に遭うと、被害者も加害者も今までの平穏な生活が一変し、悲惨な状況に陥ってしまいます。交通事故に遭ったときの損害賠償の額も決して安いものではありません。 今多くの保険会社では、人身も車両も無制限に保障するというのが当たり前になりつつあります。 民間企業においては通勤に使用するバイク・車については、任意保険に加入していなければ使用を認めないということも珍しくありません。 そこでお尋ねしますが、職員、臨時・嘱託職員も含めてですが、通勤に使用している車には全員任意保険に加入しているのか、また、もし加入されていない人がいるのなら、加入を促すべきかと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	総務課長
総務課長	私のほうからお答えをいたしたいと思います。 職員保持の自動車・バイク等の任意保険加入でございますけれども。

	今、議員、ご質問がございました、通勤等に使う車等の任意保険の加入については、調査をいたしておりません。 ただし公務出張の際にですね、通常公務出張は公共交通機関、公用車を使うわけですが、どうしても私用車で行かなければいけないという場合がございますので、その際の要件の1つとして、任意保険加入を調査をし、そのことを登録をしてですね、公務出張に使えるという制度で調査はいたしております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	公務出張に使われる車については、登録は、最初だけ登録すればいいんでしょうか。任意保険は、自動車保険は1年の自動更新で、車両入れ替えとかあったら変わってくるわけですが、その辺のチェックはされていますでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 登録をしてですね、保険が変わったときには登録をし直してくださいということと、それから車を買って替えたとか、そういう場合には、また登録をし直してくださいという指導をして、登録をさせていただいているところでございます。
議 長	河内議員
河内議員	筑前町の地域性を考えますと、一家に2台から3台、あるいはそれ以上車を保有している家庭も多いとは思いますが、本人名義の任意保険には他車運転条項があり、他の保険未加入の車を運転していて事故を起こした場合、その保険で補てんされることになっています。また、本人名義でなくても使用者欄に記名をすれば、記名者の事故も補てんされます。 通勤に使用する車は、週のうち5日間は毎日使っているわけで、事故に遭う確率も非常に高くなっているのではないのでしょうか。 職員が保険未加入のため、事故に遭ったとき、その対応に追われるということになれば、住民サービスにも支障を来します。 あくまで任意だからというのであれば、民間企業のように規則で定め、使用制限をかけるべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	総務課長
総務課長	町長ということでございますけれども、事務的内容でもございますので、私のほうからお答えしたいと思います。 今、議員が申されますように、民間企業では通勤に使う車について、任意保険証のコピーをですね、写しを出して調査しているところもあることについては、承知をしておるところでございます。 それから、筑前町でございますけれども、職員が自家用車通勤というのが一番多ございまして、これは地理的な問題もございまして、一番多ございまして。 今現在はやっておりませんけれども、これは大きな課題として十分研究させていただきたいと思っております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	では次に、道路標識の設置について、お尋ねをいたします。 現在、町内の交差点には、至るところに「とまれ」の道路標識と路面上に停止線や「とまれ」の文字が書かれていますが、中には路面上の表示だけで「とまれ」の標識が付いていないところも何カ所かあるようです。 まず、表示のみの箇所は何カ所あるのか、また、標識のあるなしの基準と言いますか、違いはどうしてあるのかをお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。

	まず第1点目の、表示のみの箇所は何カ所あるのかという点でございます。 現在、町道約466kmありますけれども、そういった表示のみの箇所が何カ所あるのかにつきましては、過去の実績もなく把握していないという状況でございます。 もし発見された場合は、朝倉警察署か、または町のほうへご一報をお願いしたいと思います。 それから、2点目の、どのような違いがあるのかという点でございます。 一旦停止につきましては、道路交通法上の交通規制に伴うものであり、標識と、標識と停止線がセットになっております。 したがって、当然一旦停止が義務付けられており、県の公安委員会の権限事項となっております。 また、停止線のみ箇所につきましては、合併後はございませんけれども、過去の長い歴史的経緯の中で、道路改良時に非常に危険なT字路だからとか、一応信号機のないような交差点だからということで、注意喚起のために停止線のみを設置してきた経緯があり、現在に至っておるとというのが現状でございます。 県公安委員会や警察署といたしましては、その注意喚起のための一定の効果を認識しておる状況であり、発見次第、即時撤去までは求めておりませんが、今後道路改修や道路新設時には、行わないようにという指導を受けている状況でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	事故を少しでも少なくするためには、表示だけでは十分と言えません。 ですから、「停止線・止まれ」の路面標識があるところには、「止まれ」の標識をぜひ付けていただきたいと思いますと思いますが、その辺の見解をお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 表示のみのところだけでは、不十分、標識の設置をということでございます。 表示のみのところにつきましては、過去においてどうしても便宜上設置している経緯があります。今後は道路交通法上の交通規制に伴うものでありますので、正式に要望書を提出していただいて、町のほうとしては、朝倉警察署また公安委員会のほうへ、地元同意、事情等を説明の上、積極的に採択をお願いしたいという要望活動を、ぜひ行わせていただきたいと思います、このように考えております。
議 長	河内議員
河内議員	住民の生命、財産、福祉を守る自治体の本旨を発揮していただくことを強く要望し、次に進みます。 次に、社会保障・税一体改革について、お尋ねをいたします。 民主、自民、公明の3党による密室談合によって、消費税の増税と社会保障の改悪に一段と拍車がかかりました。まさに前代未聞です。 民主、自民、公明の3党合意によって提出された消費税増税法案は、2014年4月から税率を8%に、翌2015年には10%に引き上げるという大前提は変わっていませんが、いくつかの点で一段と悪いものになりました。 政府案にわずかにあった高額所得者への所得税や相続税の強化など、所得再分配機能の強化がすっぱりと削減されています。富裕層へのわずかばかりの増税を回避する一方で、低所得者対策は検討課題として先送りされています。結局残ったのは、むき出しの消費税の増税です。 また、大型開発や大企業優遇のための税金を垂れ流すことが、消費税法上も可能となっています。 附則に、事前防災、成長戦略を入れることで、無駄遣いと大企業減税、優遇税制を

	さらに突き進もうというものです。 さらに消費税増税に加えて、社会保障の大改悪に拍車をかけ、社会保障制度を解体させようとしています。自民党の原案、社会保障制度改革基本法案を民主党がほぼ丸飲みし、公明党も同調して、全くの新法である社会保障制度改革推進法案が提出されました。 推進法案では、各種給付の削減のオンパレードです。医療保険制度については、第6条で、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化、介護保険制度については、第7条で、介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化、生活保護制度については、附則第2条で、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化などです。 推進法という法律によって、自己責任を社会保障の原則にし、憲法をないがしろにするという異常なものになっています。 本来なら、こうした重要法案は、本会議で趣旨説明と質疑を行い、委員会で十分時間をかけ、公聴会も開いて、国民の声を聞いて採択するというのがルールです。 それを議事録にも残らず、国会の正規の機関でもない3党修正協議を経て出されたものを強行するというのですから、議会制民主主義を破壊する暴挙としか言いようがありません。 こうした暴挙に対して、国民の怒りは沸騰しつつあります。反対世論が揺るがない背景には、消費税10%には到底耐えられない深刻な暮らしと営業悪化の実態があります。 1990年代以降の国民の可処分所得の推移を見ると、1990年の529万円から1997年には596万円に増え、景気も回復しつつありました。 しかし、1997年に消費税が3%から5%に引き上げられ、医療費の負担も含め、9兆円の負担増が押し付けられて以降、所得も消費も景気も急速に下降してしまいました。2010年の可処分所得は504万円となり、97年と比較しても90万円も少なくなっていました。 また、小泉構造改革によって、年間給与が200万円以下の人が急速に増え、2006年以降は1千万人を超えています。この上に消費税増税と社会保障の改悪をはじめとした、20兆円もの負担が覆いかぶさるのですからたまったものではありません。 中小業者への影響はどうでしょうか。消費税は5%でも中小業者には価格転嫁ができていないということです。 福岡県商工団体連合会が2012年中小業者経営実態調査結果を発表していますが、その結果、価格転嫁について、「全くできない」と、「部分的にしかできない」を合わせると70.3%、中でも料理、飲食関係は84.5%が転嫁できないと答えており、消費税が10%になれば廃業すると、4分の1の方々が回答しています。まさに商店街が消えてしまいかねません。 消費税増税は景気や財政再建にとっても大きなマイナスになることは、税収の推移からも明らかです。 消費税率が5%にアップされる前年の1996年度と2010年度を比較すると、90.3兆円から76.2兆円と14兆円も下がっています。 消費税収は7.6兆円から12.7兆円に増えたにも係わらず、金持ち減税、大企業減税をしたこと、日本経済の後退によって法人税収は23.3兆円から14.8兆円に、所得税、住民税も28兆円から24.5兆円に下がりました。 さて、これまで縷々申し述べてまいりましたが、それらを踏まえ、消費税増税、社会保障制度改革推進法案に対する町長の見解をお尋ねいたします。
--	--

議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 国政の話ではございますけれども、町政を預かるものとして、私は、消費税は必要だと考えます。 理由の1つといたしまして、市町村合併を7年前に実施したわけでございますけれども、合併の目的は何であったのか、1つは高齢社会への対応でございます。 行財政改革を推進することによって経費を節減し、その経費を福祉等の予算に充当していく、それと併せて職員の専門性の向上、それもございましたけれども、特に行財政改革が主だったと、私はそのように位置付けております。 具体的に申し上げますと、まず人件費でございます。 議員もご承知のように、議員は28名から今16名に、我々4役も8名から3名に、職員も230名程度から185名に人員削減を行いました。その削減効果は約6億円でございます。間違いなく平成16年度と比較いたしますと、6億円の削減になっております。以上の削減になっております。 しかしながら扶助費につきましては、ほぼ同額以上が増額となっております。そのような努力をして扶助費等に充当しても、なおかつ国保等については年間2億円等の、一般会計からの繰入が必要な状況でございます。 こういった中で、より国保保険対象者に増税を求めるよりも、私はこの消費税導入によって、より幅広い方々から福祉予算に充当していただく制度のほうが、私は好ましいと、そのように考えるところでございます。 したがいまして、この消費税導入、確かに低所得者層への制度設計上の、まだ課題が十分ではないと認識しておりますけれども、その制度設計について十分、河内議員が申されましたようなことを考慮しながら、国は進めていかれることを要望していきたいと思っております。以上でございます。 社会保障につきましてもですね、それはもちろんでございまして、現に介護保険制度、国民健康保険制度、いっぱいいっぱいの収支でございます。このままの状況ではどこの自治体も成り立っていかないようでございます。 したがいまして、何らかの改革が必要ということで、今の改革が、私も十分は承知しておりませんが、何らかの解決策を、方向性を見出して実施されたいと。 特に、国の財源保障をですね、手厚く、自治体といたしましては希望するところでございます。 制度設計については、国のほうの提案を待ちたいと思っております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	消費税が導入されたことを思い起こしてください。 福祉のために使うと言われた消費税、ほとんど使われていないじゃないですか。 消費税増税法案に、50項目以上の修正を加え、また、社会保障制度改革推進法が全くの新法であり、社会保障を解体に導くことに広範な団体からも危惧が表明されています。 フランスでは、5月の大統領選の審判で、付加価値税、いわゆる消費税の引き上げにストップをかけ、富裕層や大企業への課税強化の方向が打ち出されているということをお申し述べ、次に進みます。 次に、生活保護の実態について、お尋ねをいたします。 格差さ貧困が広がる中、最後のセーフティネットである生活保護を受けざるを得ないという方々が年々増え、今、210万人を超えています。 そこでまず、町における生活保護受給者の過去3年間の推移はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 筑前町の生活保護世帯数は、平成２１年度末で１５１世帯、平成２２年度末で１５８世帯、平成２３年度末で１６９世帯でございます。最近１年間では１１世帯の増加となっております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	これも格差と貧困が広がっていることの数字としての表れではないでしょうか。 日本の貧困率はＯＥＣＤ基準、例えば４人家族では月１８６千円未満で暮らす人の率、ＯＥＣＤ基準によれば、２０１１年政府発表で、２００９年度は１６％に達しています。 これに対して、当時２００９年の保護率は、人口費で１．３８％、生活保護を利用してきていた人は、わずか１割もいなかったのです。 この基準で暮らすのは相当厳しい水準であることは想像に難くありません。その水準未満の生活を余儀なくされている人が約２，０００万人を超えるのが、今の日本の現状です。まさしく貧困大国日本が豊かな日本のもう一つの姿と言えるのではないのでしょうか。年々拡大悪化するばかりの貧困が、社会の隅々まで広く進行していると言えるのではないのでしょうか。 そんな中、今年に入り、新春から札幌市白石区、さいたま市北区、東京都立川市、世田谷区などで、餓死や孤独死するという大変痛ましい事件が相次いでいます。 電気、ガスが機械的に供給停止され、本来必要な生活保護が適用されず、地域での見守りなどがされずに、孤立して死亡するという事態に至っています。 これら一連の事件では、一人暮らしの高齢者だけでなく、夫婦や子ども、兄弟や姉妹、障害者の方々も亡くなっています。 その中で、札幌市白石区の事例では、１年に３回も福祉事務所に足を運んでいるにもかかわらず、すべて相談扱いにされ、結局病死、凍死という痛ましい事態に陥っています。 行政のマニュアルである保護の実施要領には、２００８年に出された厚生事務次官通知第９で、生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこととして、保護申請権侵害を戒めています。 そこでお尋ねしますが、窓口に来られた方で、相談という形で、申請に至らないというケースはなかったのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 まず、生活保護の申請状況について、ご報告をいたします。 平成２３年度の申請等の状況ですけれども、申請件数５６件、そのうち保護開始が４０件、却下１０件、取り下げ６件、廃止２７件の実態でございます。 また最近の状況ですけれども、本年４月から７月までの４カ月間では申請が２３件、そのうち保護開始が１６件、却下６件、取り下げ１件、廃止８件の実態でございます。 こういった状況につきましては、民生委員・児童委員協議会の毎月定例会の中で、報告をさせていただいております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	今、課長の報告の中で、取り下げ２３年度６件、本年度これまでに１件、取り下げられた理由は、分かったら教えていただきたい。
議 長	福祉課長

福祉課長	お答えいたします。 取り下げの理由といたしましては、判断と言いますか、調査の申請が出て、それから福祉事務所等のケースワーカーの調査になりますけれども、調査の中で、明らかに要件を満たさない、そういったものも取り下げる件数ということでございます。
議 長	河内議員
河内議員	担当のケースワーカーが調査する前に、町は窓口として申請書を受理するわけですが、その時点で、明らかにこれは保護基準以上だということは分らなかったんですか。
議 長	福祉課長
福祉課長	町のほう、受付をします段階では、基本的には福祉事務所のほうで調査、判断等をいたしますので、筑前町の福祉課で申請を受ける段階については、基本的に受付をするということしております。
議 長	河内議員
河内議員	福祉課の相談窓口に行っても、自分からはっきりと保護を申請しますという方は稀であるのが現実です。申請という言葉さえ知らない人が多いのではないのでしょうか。 さっきの事務次官通知の趣旨を生かそうとするなら、相談に来られた方がはっきり申請と言わなくても、実質的に保護申請意思が表明されていれば申請と認め、審査手続きに入るべきではないのでしょうか。筑前町では、申請書は福祉事務所のほうに上げているということで安心はしております。 さて、生活保護法第25条1項では、たとえ保護申請が、申請行為がなくても保護をしなければならない窮迫状態である場合、職権で保護しなければならないとなっていますが、これまで職権保護の事例はあったのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 生活保護法第25条による職権をもつての保護の開始は、過去3カ年程度を見る限り、筑前町では該当はございません。
議 長	河内議員
河内議員	この間、有名芸能人の母親が生活保護を受けていた問題などを材料に、一部マスコミは大々的な不正受給キャンペーンを行っています。 親族の扶養は、ヨーロッパなど先進国では、夫婦間と未成熟の子に対する親のみに限定されています。しかし、日本では、明治時代に制定された民法に基づき、叔父、叔母など三親等まで含めています。 しかし生活保護法では、扶養は保護を受けるのに必要な条件でなく、福祉事務所と当事者間同士の話し合いと合意で行うものとしています。 生活保護での扶養義務は、義務者がその者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせる上で、なお余裕があれば援助する義務にとどまるとしています。 しかし、昨今の生活保護バッシングによって、政府は7月4日付厚生労働省の生活支援戦略中間まとめの中で、それまでになかった扶養可能な扶養義務者には、必要に応じて保護費の返還を求めることも含め、適切に扶養義務を果たしてもらうための仕組みの検討が追加され、扶養義務履行強化を打ち出していますが、履行が強化されていることはないか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 県のほうに確認を取りましたところ、文書等での通達は一切ないということで、現状どおりの基準で実施をしているということでございます。
議 長	河内議員

河内議員	生活保護利用者の方々は、保護になるまでに親族から様々な援助をしてもらっていたり、それで関係がこじれていたりしている例が大半なのです。 つまりこれ以上援助を続ければ、親族共々共倒れになるか、親族も援助が限界に達しているという例が多いため、生活保護の門を叩く人が大半なのです。 もし今回の生活保護バッシングに乗って、生活保護法を厳しくしたり、扶養義務の履行を強化するようなことになれば、ますます生活保護は利用しにくくなり、困窮者にとっていよいよ行き場がなくなってしまうのではないのでしょうか。 民主、自民、公明の3党合意で出された社会保障制度改革推進法は、社会保障は権利ではなく、自立、自助の制度であり、憲法25条の生存権を真っ向から否定しています。 この中で、生活保護制度について、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化などを上げ、不正受給を口実とした適正化、締め付け強化や生活保護基準の引き下げなどを法律に明記し、国民に押し付けようとしています。 今重要なことは、こうした改悪ではなく、雇用を立て直し、生活保護に至るまでの社会保障制度を充実し、生活保護を利用せざるを得ない人を、100%を救済することだということを申し述べ、最後の質問に移ります。 最後に、住宅リフォーム助成制度について、お尋ねします。 この制度の創設については、これまで度々議会の中で求めてまいりました。 1年余り前は、県内で実施市町は7自治体でしたが、わずか1年で3倍化し、現在、県内21の市町村が実施に踏み切っています。 自治体問題研究所が県の産業関連表を使って、経済波及効果を試算しています。それによると、この制度が県内全市町村に普及した場合の財政支出と、経済波及効果を産業関連表で試算すると、直接効果、いわゆる最終需要額が51億4千万円、第1次、第2次の間接波及効果を加えると、総合効果は98億3,100万円となっています。 県が制度化する、あるいは県内全市町村が実施すれば、総合効果で100億円規模の経済波及効果があるというのが試算結果です。地域経済や雇用への効果は、もはや明快であると言えるのではないのでしょうか。 筑前町でも1日も早く創設に向け努力していただきたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今日までの状況といたしましては、県内では、議員おっしゃいますように、21自治体で取り組みをされているようでございます。 ご質問の助成制度は、仕事おこしそれから地域経済の活性化の取り組みとしてのご提案だと思っておりますが、本町といたしましても、当初予算から商工振興対策の1つに、プレミアム商品券発行の補助を行っております。 今日までより多くの町内事業者に投資効果が及ぶよう、商工業育成の取り組みを行ってきたところでございます。 プレミアム商品券につきましても、23年度に行いました商品券、回収率が99.9%でございました。24年度に行いました商品券の発行は、7月17日から販売を行いまして、7月末までに完売をいたしております。 23年、24年の2カ年でも合計いたしますと1億1千万円のお金が、町内の商店、事業所へ流れているということになるわけでございます。 回答として、以上でございます。
議長	河内議員

河内議員	お隣の筑紫野市では、プレミアム商品券も住宅リフォーム助成制度も両方やっております。 住宅をリフォームする町民の方々も喜び、仕事を請け負う地元業者の方々にも仕事と収入が増え、それによって町の税収も増える。まさに一石三鳥の制度と言えるのではないのでしょうか。 再考を強く求め、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて13番 河内直子議員の一般質問を終了いたします。
散 会	
議 長	これで、一般質問を終結します。 本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。どうもお疲れ様でございました。 (14:55)